



Kobe Shoin Women's University Repository

Title	ガラス問屋加賀屋九兵衛 The Kagaya-Kyubeis-A Clan of Glass-makers and Dealers in the 19th Century-
Author(s)	棚橋 淳二 (Junji Tanahashi)
Citation	研究紀要 (SHOIN REVIEW), 第 23 号 : 25-90
Issue Date	1981
Resource Type	Bulletin Paper / 紀要論文
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	付録 (図表) あり。

< 第 23 号正誤表 >

二九頁 九行目

三四頁 三行目

四五頁 二行目

七九頁 五行目

その他の訂正については「棚橋淳二にかかわる論文の正誤表」

誤

排出

主尾

引札の内、再版以降のものに

の事績

正

輩出

首尾

引札に

および後継者たちの事績

参照。

ガラス問屋加賀屋久兵衛

棚橋淳二

一、緒言

江戸時代後期から明治時代にかけて江戸（東京）日本橋で硝子ギヤマン問屋を営んでいた加賀屋久兵衛^{ビイドロ}について、以前簡単に述べたことがある。⁽¹⁾しかしその折は紙幅の都合で十分に意を尽せなかった上に、資料の不足も原因して、今考えるところの記述の中にやや不適当な表現のあったことを認めざるを得ない。本稿ではこうした誤りを正すと共に、「日本近世窯業史」にみられる加賀屋久兵衛についての記述を再検討し、併せてその後見出し得た資料を参考に私見を述べることにする。（本稿では人名、書名および引用文中の旧字体を適宜新字体に改めた。）

註

(1) 棚橋淳二「日本のガラス（引札上）」『セラミックス』第七巻第三号、窯業協会、昭和四十七年三月、一九四頁。

二、『日本近世窯業史』所載の加賀屋久兵衛関係記事

『日本近世窯業史』第四編「硝子工業」は江戸時代末期から明治、大正時代のガラス工業についての詳細を知るには必見の書である。しかし平野耕輔他八名が大日本窯業協会からの委嘱を受け、文献、文書、口碑等をもとにこの書の稿を起こしたのが、既に明治四十年であったために、⁽¹⁾江戸時代後期は勿論、明治時代初期についても十分な資料に基づいてその

記述がなされたとは思われない節がある。その上、明治四十四年に一旦脱稿した原稿を倉橋藤治郎が主となって大正四年七月から五年五月にかけて修補改稿した際に、かえって不正確な表現に変えてしまったのではないかと疑いたくなる箇所さえ見受けられるのである。それにも拘らず加賀屋久兵衛についての従来の論述は二、三の例外を除き、他に拠るべき典籍のないまま、直接あるいは間接にこの書に依存せざるを得なかったようである。

さて『日本近世竊業史』から加賀屋久兵衛に関する記述を適当に要約して示すことは簡単であるが、要約に際して筆者の主観や見解が加わらないとはいえず、ここでは一先ず原文を引用しておきたい。⁽²⁾ なお各段の前の「」付見出し、即ち「第一の段」から「第六の段」は引用文検討のため便宜上付したものである。

〔第一の段〕

江戸にありては硝子製造業者の祖先と呼ぶるゝ者に二派あり。一を加賀久と云ひ、他を上総屋と称す。前者は始め主として眼鏡を製作し、後に至り医療用硝子器及び食器類の製造を始め、後者は専ら簪風鈴其他の玩弄物を作るを以て営業と為したるものゝ如し。

〔第二の段〕

安永二年の頃加賀屋某なる者あり。其祖先は加賀国大塚村より江戸に出で、商舗を日本橋通塩町に構へ、金属製丸鏡及び紐付眼鏡等の製造販売を以て業とせり。後三代を経て同人の代に至り、自宅の傍らなる物置を工場に充て、初めてギヤマンの製造を企て、手代文次郎なる者をして其の監督たらしめたり、時に文政の頃なりき。文次郎は浅草花川戸の産、夙に加賀屋に奉公し、業に忠実なりし為め更に斯道の蘊奥を研めんと欲し、当時硝子の製造に就ては江戸よりも大阪は遙かに進歩せるを以て、大阪に下りて自ら研鑽せんことを請ひ主人の許す所となれり。依て大阪なる和泉屋嘉兵衛

なる硝子製造業者の許に赴き止まること数年、業成りて再び江戸に帰り従前の如く主人の業を督せり。文次郎は天保十年に至り勤勞の功を賞せられ、主家より家名を分与せられしかば、大伝馬町に分家して加賀屋久兵衛と改め、通称を加賀久と呼べり。

〔第三の段〕

久兵衛は単に眼鏡の製作のみを爲したるにはあらざるが如しと雖も、其詳かなることは知る能はず。たゞ彼れは天保五年中に於て、金剛砂を使用して硝子面に彫刻を施すことを工夫したりと伝へらる。是れ即ち今いふ処の切子細工なり。其後嘉永安政の頃に至り、蘭学の盛行と共に我硝子工業界に一大事蹟を遺すの動機を作れり。当時伊東玄朴、杉田隆慶、大槻貢作等の蘭医は、屢々久兵衛を呼びて、寒暖計、ホクトメーター等の製造に關する智識を伝授せり、医療用の硝子器は爰に始めて内地製造の端を開かれたるものと思はる。又佐久間象山は強度の薬品を入れる、も故障を生ぜざる硬硝子と称するもの、即ち原料中に硼砂を和合するの術を授けたり。嘉永六年には北米合衆国の水師提督ペルリ軍艦汽船を率ゐて浦賀に来るや、久兵衛は硝子罎の製造を引受けたるを以て、罎に切子を施して納入したるに、未開の日本に斯の如き製品あるに驚きベルリより大に其技を賞せられたることありと言ふ。

〔第四の段〕

更に一方の祖とせらるゝ上総屋は名を留三郎と称し、工場を浅草南元町に置き、簪風鈴類を製造販売するを以て業とせり。当時硝子工業は肥前長崎に於て盛大なりと聞き、彼れは文政十一年瓢然都門を去りて同地に赴けり。技術を練磨すること数年、天保五年江戸に帰り、従來の如く風鈴及び簪の製造を爲すの外、生地類をも兼業として製造販売するに至れり。安政年中蘭医川本幸民の門人某より蒸餾器附屬のレトルトを製造することを托せられ其依頼を完ふしたりと云

ふ。蓋し是れ本邦製レトルトの最初のものならん。

〔第五の段〕

文政の頃本所両国に於て硝子製の燈籠、蘭船模型、讃岐象頭山の風景等を陳列して観覽に供し、当時の人目を驚かしたることあり。是等の製品は何人の手に依て作られたりや、また江戸に於て作られしものなりや將た大阪長崎辺にて製せられしかを知るに由なしと雖も、硝子製品の世に珍重せられしことは推察するを得べし。而して江戸にありて、硝子を以て簪の如き風鈴の如き、并に俗にポカン関西にてポペンと呼びたる玩具類を製造販売する工人は諸処に之ありしと雖も、是等は皆俗に『餅種』と称せらるゝ硝子生地を原料商即ち当時俗唱の種屋より購ひ來り再び之を溶融加工したるものに過ぎざりき。其生地を自ら製造し、之を加工し、簪及び風鈴の外、各種の硝子器具を製作したる者としては、上総屋及び加賀久を除いては、他に是れあらざりしもの、如し。其後徳川幕府より留三郎及び久兵衛の兩人に対し、水戸藩の建造に係る軍艦附屬の硝子を上納することを命ぜられたれば、兩人の工場に於て其命を全ふせりと云ふ。此軍艦附屬の硝子とは窓に用ひたる硝子ならんとの説もあり。

〔第六の段〕

加賀屋久兵衛姓は皆川、明治七年高令を以て逝く。其子熊崎安太郎、弟子井野磯蔵、沢定次郎等皆斯業を継ぐ。上総屋留三郎は姓を在原と云ひ、祖先創業の地たる浅草南元町に居を構え製壘業を営み、三代相伝へ現時の在原留三郎に至れり。又浅草總泉寺門前にも福田八十二と云ふ者あり、簪筭等を専ら製造し両野地方へ盛に販売せり。

第一の段には、江戸でガラス製造業者の祖先と呼ばれる者は加賀久と上総屋の二派であったと記されている。また第五の段にはガラス生地を原料商から購入して器物を製作する業者は諸処にいたが、生地をも製造する者は上記の加賀久、上

総屋以外にいなかったようであると述べられている。こうした記述が如何なる根拠に基づいてなされたのか現在のところ明らかでない。ところで文政七年（一八二四）刊行の「江戸買物独案内」⁽³⁾には既に数名のガラス業者が名を連ねている。その中に加賀久、上総屋の名が見られないのは、両者の創業が遅かった為であろう。しかし文政（一八一八—一八三〇）から天保（一八三〇—一八四四）初期にかけてのガラス製法やガラス業者の状況を記した「和硝子製作編附録」⁽⁴⁾「金剛硝子製造法」⁽⁵⁾には、小山弥兵衛の名は特筆されているが、やはり両者の名は記されていない。このように文政の頃の著名な業者を無視し、加賀久、上総屋の両者のみを特記している「日本近世窯業史」の記述は、必ずしも公正なものとはいえないであらう。このような記述がなされた一因は、この書の編まれた明治時代後期には未だ江戸時代のガラス製造史の研究がほとんどなされていなかったことにあるといえよう。また他の一因は明治時代以降この両者が、一方の加賀屋はその流れを引く加賀屋号の者を多数排出させ、しかも三代続いた業者であったために、⁽⁶⁾また他方の上総屋も第六の段に記されているように「三代相伝へ現時の在原留三郎に至」った業者であったために、共に業界の老舗として認められていたことにあるといえよう。その結果この両者のみが過去に遡って殊更高く評価されることになったのではないかと思われる。

第二の段には人名、地名などが比較的詳細に記されている。このことは何らかの資料、恐らくは文次郎に係わる資料をもとにこの段が記されたことを意味しているのではなからうか。年代、地名などの記述に多少の疑念を起こさせる箇所もあるが、文次郎に関する記述内容は概ね正しいように見受けられる。さて、この段に記されているところによると、加賀屋の祖先（本稿ではこれを初代とする）が加賀国大塚村から江戸に出て日本橋通塩町に店を構え、金属製丸鏡や紐付眼鏡などを製造販売し、後（二代目、三代目、四代目と）三代を経て、安永二年（一七七三）の頃、加賀屋某（五代目）の代になり、文政の頃、自宅（通塩町の店か）の傍の物置を工場とし、初めてギヤマンの製造を企て、手代文次郎を監督にした

という。ところで「安永二年の頃加賀屋某なる者あり」という表現から、安永二年頃この某なる者は既に加賀屋という屋号を名乗っていたこと、即ち五代目として店を継いでいたことが推測できる。したがってギヤマン製造開始が文政十一年（一八二八）であったとすると、安永二年からは五十五年の歳月を経ており、普通なら隠居して六代目に店を譲っている頃であろう。さきにも述べたように、この段は恐らく文次郎側の資料をもとに記されているらしく、本家の何代目が何時頃の人かといった細かい点については正確さを欠くように思われる。

第三の段の冒頭の久兵衛が、第二の段の末尾の加賀久（もと文次郎）のことであるならば、加賀久は第二の段に記されているように大坂の和泉屋嘉兵衛の許でガラスの製造を修業し、また第一の段にあるように「江戸にありては硝子製造業者の祖先と呼ばれる者」のほずで、「単に眼鏡の製作のみを為したるにはあらざるが如しと雖も、其詳かなることは知る能はず」とは、あまりにも奇異な表現であろう。したがってこの段の冒頭の久兵衛は主家の久兵衛と判断するのが穏当であるが、後に続く久兵衛のかなり「詳かな」事績との関係がやはり不自然である。このあたりから「日本近世窯業史」の記述に混乱が現われ始めているように推察される。

さて「日本近世窯業史」からの上記引用文でみる限り、主家の加賀屋某と分家の文次郎改め加賀屋久兵衛（通称加賀久）とは、文面の上で確かに書き分けられているが、筆者には詳しい事情を知らぬ執筆者が、主家と分家の二人の久兵衛およびその後継者をそれぞれ一人にまとめしまったように思われる。このことは、第六の段の「加賀屋久兵衛姓は皆川、明治七年高令を以て逝く。其子熊崎安太郎、弟子井野磯藏、沢定次郎等皆斯業を継ぐ」という記事からも窺われるであろう。なぜならば皆川姓の加賀屋久兵衛には本町四丁目在住の二代目皆川久兵衛がおり、「其子」という場合、まず二代目久兵衛に触れるべきであって、仮りに実子であったにせよ通塩町に店舗を構える加賀屋久兵衛の跡を継いだ加賀屋熊崎安

太郎にのみ言及するのは理に添わないからである。

註

- (1) 大日本窯業協会「日本近世窯業史」第四編「硝子工業」(大日本窯業協会、大正六年、昭和四十一年復刻)、緒言。
 - (2) 大日本窯業協会、前掲書、七一九頁。
 - (3) 中川五郎左衛門「江戸買物独案内」版本、文政七年、八ウ、三百二十九ウ、四百二十九ウ、四百五十五ウー四百五十六オ。国立国会図書館蔵〔123-229〕。
 - (4) 花井一好「和硝子製作編附録」稿本、文政十三年附言(平井保正編「覃思叢録」卷三十五)、八ウ(本文)。前田育徳会尊経閣文庫蔵。
 - (5) 花井一好「金剛硝子製造法」写本、天保三年附言(「玻璃精工全書」の内)、十六オー十六ウ(本文)。東京大学史料編纂所蔵〔12-2〕。
 - (6) 佐々木源蔵「隨筆からすやむかし語」(佐々木硝子株式会社、昭和三十年)、一一九—一二〇頁、一三〇頁。
 - (7) 内国勸業博覧会事務局「明治十年内国勸業博覧会出品解説」明治十一年序、第二区第二一一八類の内、第一六類、五一頁。国立国会図書館蔵〔123-287〕。(教育博物館本)。
- 同頁所載の統表から熊崎安太郎に関する部分を次に引用しておく。

物名	府県名	製額	価額	開業年曆	工名地名	出品人名
水銀製寒暖器 外五器	東京府		三千五百円 売価四千三百円	文政十二年	芝神町 荒木春庵	熊崎安太郎

因に統表中、皆川久兵衛の開業年曆は次表に示すように空欄のままになっている(同書、第二区第一六類、五二頁)。

寒暖計 外二品	府県名	製額	価額	開業年曆	工名地名	出品人名
*					本街四丁目	皆川久兵衛

*東京府

なお同書、第二区第二―四類の内、第三類、一三七頁所載の統表でも同様である。

物名	府県名	製額	価額	開業年曆	工名地名	出品人名
玻璃結晶	*		三千五百円		本街四丁目	皆川久兵衛

* 東京府

(8) 内国勸業博覧会事務局「明治十年内国勸業博覧会出品目録」明治十年例言、勸農局―東京府、東二区三類。国立国会図書館蔵〔番17-982〕（東京府書籍館本）。

農商務省博覧会掛「明治十四年第二回内国勸業博覧会報告書」明治十六年、第二区第一四―一五類・第一九類、七一頁。国立国会図書館蔵〔77-119〕。

同頁には二代目皆川久兵衛について「皆川久兵衛ハ其父嘗テ杉田成卿ニ就キテ西洋ノ器械ヲ製スル事ヲ學ヒ」と記されており、初代と二代は血縁か否かは別として父子の関係にあったことが知られる。

三、杉江重誠氏の所論

加賀屋製作の引札はその最古の版と目されるもの（以下初版という）が岡村千曳氏によって昭和十四年に初めて世に示された。⁽¹⁾ 次いで昭和二十九年に明治時代の版が岡田譲氏により公表された。⁽²⁾ しかしながら両氏共これらの引札と『日本近世黨業史』にみられる加賀屋に関する事績の記述とを対応させて論ずる試みをされなかった。それは『日本近世黨業史』が特殊な本で、大抵の公共図書館に収蔵されておらず、しかも「発行後、年経るに従い散逸して現在では殆ど残本絶滅に近くなった物」⁽³⁾であったため、この書を閲覧することが極めて困難であったことによるものと思われる。こうした事情の下で、杉江重誠氏（元農商務省大阪工業試験所技師）は『日本近世黨業史』所載の加賀屋の事績と、同氏が閲覧され得

た加賀屋製作の三種の引札との関係を述べられた。同氏はこれら三種の引札に刷られた店舗の所在地が、いずれも主家の所在地であるにも拘らず、これらを分家の久兵衛製作に係わるものであると読みとれる表現をしておられる。杉江氏は恐らく「日本近世窯業史」に主家は加賀屋某、分家は加賀屋久兵衛と記され、しかも引札には加賀屋久兵衛の名が刷られていることから、店舗所在地に矛盾の生ずることを無視して、引札を分家製作のものと考えられたのであろう。それだけでなく杉江氏は「日本近世窯業史」からの前記引用文、第三の段の冒頭部分を、

文次郎の時代には眼鏡を製造したが、それ以外に何を作っていたか今は詳かでない。然し天保五年（一八三四年）に金剛砂でガラスを彫刻し、切子細工の法を工夫したことが伝えられている。独立して加賀屋久兵衛と改めてからは蘭学もいよいよ盛んになり、当時第一流の蘭学者であり医学者であった杉田玄白、大槻玄沢らは、しばしば久兵衛にテルモメートル（寒暖計）、ホクトメートル（比重計）などの製造に関する新知識を授けた。

と書きかえておられる。^[4]つまり同氏は「日本近世窯業史」の「久兵衛は単に眼鏡の製作のみを為したるにはあらざるが如し」と雖も、其詳かなることは知る能はず」という箇所を「文次郎の時代には」、即ち久兵衛がまだ文次郎と呼ばれていた時代には「眼鏡を製造したが、それ以外に何を作っていたか今は詳かでない」と、その表現を変えることによって、後に続く久兵衛の事績の記述を不自然な感じを与えないものにしうとされたようである。それと共に第六の段の冒頭も

加賀屋の皆川久兵衛は明治七年（一八七四年）に高令で歿したが、我がガラス工業の発達の初期に残した功績はまことに偉大なものがあつた。二代皆川久兵衛はその業をつぎ、明治時代に入つてからは、明治十二年に東京玻璃製造人組合の創立者として活躍するなど、東京ガラス工業の発達に貢献した。またその弟子であつた井野磯松、沢定次郎らは、それぞれ独立して久兵衛のあとを受け、明治時代の東京ガラス工業の発達に功績を残した。

と表現をかえられ、原文の「其子熊崎安太郎」を削除して、「二代皆川久兵衛」を加えておられる。このような同氏の書きかえによって、『日本近世窯業史』にみられる主家の加賀屋某と、分家の加賀屋久兵衛との間に生じていた叙述の混乱は見事に解消され、内容的には主尾一貫したものとなった。しかし果して、こうした解決の仕方でもよかったのであろうか。

註

- (1) 岡村千曳「硝子雑攷」(『住宅と庭園』第六卷第十一号、住宅と庭園社、昭和十四年十二月、二五二頁。国立国会図書館蔵〔藩31—43〕)。

岡村千曳氏はこの引札の説明として以下のように記しておられる。

加賀屋は幕末にギヤマン所として知られた有名な洋品店であつた。この引札には各種の硝子製品六十余点を示してあるから当時江戸で作られた硝子器の大略を知ることが出来る。加賀屋の本家は通油町の小間物問屋加賀屋吉郎兵衛で創業は安永年間であるといふ。文士山岸荷葉氏は其後裔で、同氏の談によれば眼鏡の上半を凹く下半を凸くして近遠兼用に磨いたものは俳優中村仲藏の注文で吉郎兵衛が創製したもので、仲藏眼鏡といふ名で売出されたとのことである。

なお加賀屋吉郎兵衛、同店の分家の加賀吉眼鏡店、吉郎兵衛の次男である山岸荷葉については佐々木源蔵「隨筆からすやむかし語」(佐々木硝子株式会社、昭和三十年、一三二頁を参照されたい)。

- (2) 岡田護「ガラスの世界」アサヒ写真ブック4(朝日新聞社、昭和二十九年)、五〇―五一頁。
(3) 旧品川硝子製造所記念碑設立委員会「日本近世窯業史硝子工業編復製趣意書」(昭和四十一年)。
(4) 杉江重誠「日本ガラス工業史」(日本ガラス工業史編集委員会、昭和二十五年)、八三頁。
(5) 杉江重誠、前掲書、八四頁。

四、佐々木源藏氏の所論

佐々木源藏氏は、明治十二年四月に東京府知事楠本正隆に提出された「玻璃製造人組合設立御鑑札下附願⁽¹⁾」に記された惣代氏名と加賀屋の引札をもとに、当時二人の加賀屋久兵衛がおり、この両者が同一視されて混乱が生じているのではないかと指摘された。この指摘はまことに当を得たもので、以下に同氏の「古い歴史と数多い一家のために混同され易い加賀屋」と題する一文の冒頭部分を引く。⁽²⁾

既に記した如く明治時代東京の硝子屋には加賀屋を名乗る家が余りにも沢山あつて、同業中でも紛らわしい事が度々あつた様に思われる。今色々資料をあつめ過去の知人である加賀屋に就て考える中に、加賀屋の皆川久兵衛と、加賀屋の熊崎久兵衛は同名違人であつて、是れが同一視され混同されているのではないかと想われる。それは別掲加賀屋のカタログの印鑑が、三種とも熊崎と言う印鑑と見られるほか、明治十二年に東京府へ請願した。玻璃製造人組合設立の時の代表には左の四名が連らねて書かれて居る。

当御府下玻璃製造人七十四名惣代

日本橋区通塩町十三番地 平民 熊崎安太郎

京橋区南鞘町六番地 同 日比 太助

日本橋区通塩町八番地 同 市川栄次郎

日本橋区本町四丁目二十一番地 同 皆川久兵衛

斯様に同時に皆川氏、熊崎氏が名を連記しているが、カタログに記された江戸時代の加賀屋久兵衛が、明治時代は加

賀屋安太郎と変っているも、同一の店である事には相違ない。其ほか二代目皆川久兵衛氏は、八十余才まで深川常盤町にあつて、三代目皆川氏と共に硝子壘を業とされ大正年間まで健在であつた。一方熊崎安太郎氏の加賀屋は、通称加賀安と称え通り塩町（現横山町一丁目）に、明治三十六、七年（鉄道馬車が電車に變つた頃）まで、理化学硝子の販売を業として居られたが其後消息不明となつた。右は同業の古老中是を知る人が二、三いる。

ところで佐々木氏は同氏の書『隨筆がらすやむかし語』に『日本硝子業之精華』⁽³⁾『日本ガラス工業史』の両書から、それぞれ加賀屋久兵衛に関する記述を引用しておられる。しかし佐々木氏はその引用文を、二人の加賀屋久兵衛の存在を前提とする立場から検討し、具体的に如何なる混乱が生じているのかを明らかにする試みはされなかつたようである。

註

- (1) 杉江重誠『日本ガラス工業史』（日本ガラス工業史編集委員会、昭和二十五年）、五二九―五三〇頁。
- (2) 佐々木源蔵『隨筆がらすやむかし語』（佐々木硝子株式会社、昭和三十年）、二二九―三二頁。
- (3) 山田藤蔵『日本硝子業之精華』（帝國硝子新報社、昭和三年）、一八頁。

五、筆者の所論

かつて江戸時代のガラス関連業者製作の引札について述べた際、筆者は加賀屋の家主、分家の事績に言及したことがある。本稿の緒言でも述べたように、その折の記述にやや不適当な表現があり、再検討を要するため、以下に小論の一部を再録する。⁽¹⁾なおその折小論に引用した加賀屋の引札①②③は、本稿の第一図、第二図、第四図に相当するものである。

加賀屋久兵衛の事績に関する従来の記述には、多少の混乱がみられるので、『日本近世窯業史』・『日本硝子細工夜話』⁽²⁾

(以下各文献①②と称す)及び加賀屋の引札三種①②③によって、この際できるだけ明らかにしておきたい。文献①によれば安永二年(一七七三)頃、加賀屋某が日本橋塩垣町で紐付眼鏡などの製造販売を行ない、その後三代を経て加賀久の代に、文政(一八一八—一八三〇)頃、初めてギヤマン製造を企て、手代文次郎をその監督とした。文次郎は数年間大坂で修業し、再び主家に仕えた。天保十年(一八三九)、文次郎は主家より家名を分与され、大伝馬町に分家し加賀屋久兵衛(通称加賀久)と称した。引札①②③に記されている店の所が、通塩町東側中程であるから、この引札は主家のものであること、また加賀屋久兵衛・安太郎の下に篆書で熊崎なる印形(書体は三種共異なる)がみられるので、主家は文献②にいう加賀屋熊崎久兵衛であることが明らかである。文献①によれば久兵衛は単に眼鏡の製作をただけでなく、天保五年(一八三四)に金剛砂を用い硝子面に彫刻を施すことを工夫し、また蘭医達より理化医療器具の製法、佐久間象山より強度の薬品に耐える硬硝子の製法を伝授されたという。この久兵衛は文献①の文意より、また引札①②③の口上および製品の変遷より、恐らく主家の久兵衛と思われる。

Ⅲ—1 図(本稿の第一図に相当)の引札①は、「口上」に「私義此度硝子ギヤマン類細工物相始」とあり、文献①に従えば文政頃のものと思われる。吹いたものが多く、切子を施したものは少ない。その少ない切子細工には蘭物らしいもの(札の中央辺の蓋物、口上の左上の把手付瓶)がみられる。引札には、和物・唐物・蘭物を扱っているように記されているが、各器物について、製作された国、さらに地域を明らかにすることは困難である。現存する遺物との地道な対比・研究が、今後共必要であろう。

Ⅲ—2 図(本稿の第二図に相当)の引札②は天保(一八三〇—一八四四)中期から嘉永(一八四八—一八五四)頃の版と推定される。引札①と同じ用途の品でも切子を施したものが多くなり、また明らかに和物と考えられる組重などに手の込

んだ切子細工がみられるようになる。「硝子面」への「彫刻」が、グラビールでなく、文獻①に記す如く「切子細工」のこととすれば、切子を施した製品の増加は当然のことといえよう。しかし、その場合引札①にみられる切子を施した印籠などは、例えば京・大坂などの製品と考えざるを得なくなるのではなからうか。また蘭学の発達を反映してか、引札②では理化医療器具の種類が増加している。特に引札①では「和吹御薬瓶之義ハ御薬之香气少しも洩ざる様請合」と記されているのが、引札②では「御薬瓶之儀者強氣物受合」となっている点留意すべきであり、この間に蘭学者からの教示があったのではないかと思われる。なお引札②の口上には「此度包紙再板仕出来之品々荒増相印奉入御覽候」とあり、従来この種のものには単に引札と考えられてきたが、実は引札を兼ねた包紙であることが明らかである。

まず上記の「文獻①」によれば安永二年（一七七三）頃、加賀屋某が日本橋通塩町で紐付眼鏡などの製造販売を行ない、その後三代を経て加賀久の代に、文政（一八一八—一八三〇）頃、初めてギヤマン製造を企て、手代文次郎をその監督としたという文中、「後三代を経て」という表現は正しくなく、さらに「加賀久の代に」という表現も適当でない。安永二年頃の加賀屋某から「後三代を経て」ギヤマン製造を企てたとするのは杉江重誠氏の説であり、筆者にもそれなりの理由があつて上の如く記したのであるが、『日本近世窯業史』の記述に忠実でない。また主家の加賀屋が久兵衛であつたとしても「加賀久」と略称されていたことを示す資料がない。以上の理由から「その後三代を経て加賀久の代に」の箇所は無視していただきたい。

さて筆者の所論の主旨を多少論証的な表現で整理すると以下のようによままとめることができる。

(1)引札（第一図、第二図、第四図）に刷られた加賀屋の所在地、「通り塩町」は『日本近世窯業史』所載の主家の所在地と一致する。

(2)故にこれらの引札は主家製作のものである。

(3)これらの引札に屋号、名と共に刷られている印の文字は熊崎である。

(4)『日本近世薬業史』からの前記引用文、第六の段の熊崎安太郎という姓名と、明治時代の引札に刷られた屋号、名、

印（加賀屋、安太郎、熊崎）とを対応させることによって、印の文字、熊崎が加賀屋安太郎の姓であることが明らかになる。

(5)故に先代加賀屋久兵衛の姓も熊崎である。

(6)『日本近世薬業史』からの前記引用文、第三の段冒頭の久兵衛は「久兵衛は単に眼鏡の製作のみを為したるにはあら

ざるが如しと雖も、其詳かなることは知る能はず」との文意からみて主家である。

(7)「金剛砂を使用して硝子面に彫刻を施すことを工夫」したのも、文脈からみて主家である。

(8)蘭学者達から「医療用の硝子器」「硬硝子」の製法の伝授を受けたのも、文脈からみて、また加賀屋の薬瓶に薬品に対する耐久性が付与されたのが蘭学者達の活躍していた天保中期から嘉永の頃であることからみて（第一図と第二図の引札の製作時期および口上による）主家である。

(9)従来の上記には、これらの引札を分家の製作となすものがあり、主家と分家の事績が混同されている。

(10)初版の引札の口上から、その製作時期は主家がギヤマン製造を始めた「文政の頃」である。

表現の仕方、内容は多少異なるにしても、上記の(1)から(5)、および(9)が既に佐々木源蔵氏によって十数年も以前に指摘されていたこと⁽⁴⁾を知ったのは、かなり後のことであった。また近年の調査により上記の(8)が必ずしも正しくないことが明らかになった。『日本近世薬業史』からの上記引用文、第三の段の冒頭の久兵衛を主家とすると、それに続く「たゞ彼れ

は天保五年中に於て、金剛砂を使用して云々の「彼れ」は、文脈上当然主家の久兵衛を指すべきはずである。また久兵衛が眼鏡の製造を業としていたのであれば、金剛砂はレンズの研磨のため日常使用しているはずであるから、久兵衛が「金剛砂を使用して硝子面に彫刻を施すことを工夫」する可能性はあったと推測される。しかしそれに続く「蘭医は、屢々久兵衛を呼びて云々」の久兵衛は本稿「二『日本近世窯業史』所載の加賀屋久兵衛関係記事」の内、第三の段についての検討の際述べたように、また後に掲げる資料をもとに考える時、分家の久兵衛を擬した方が理に適用ように思われるのである。

註

(1) 棚橋淳二「日本のガラス（引札一）」『セラミックス』第七卷第三号、窯業協会、昭和四十七年三月、一九四頁。

(2) 秋山龍三「日本硝子細工夜話」木下義夫編（日本硝子細工夜話刊行会、昭和四十二年）、五八頁。

(3) 第一図の引札の口上

口上

益御機嫌克被遊御座恐悦至極奉存候隨而私儀此度硝子ギヤマン類細工物相始直段之儀者情々相働其上品々性合吟味仕格別御目留り候様御進物御土産物奇麗ニ相仕立奉差上候間何卒多少共御用向被仰付被下候様偏ニ奉願上候品柄あらまし絵図左ニ印奉入御覽候別而和吹御薬瓶之義ハ御薬之香氣少しも洩ざる様請合念入丈夫向之工夫第一ニ仕候間是又乍恐宜御風聴之程偏奉希候以上

第二図の引札の口上

益御機嫌克被遊御坐恐悦至極奉存候隨而私儀是迄年来キヤマン精造万渡世向歳々開製物仕来候所御品厚御取立ヲ以業躰日増ニ繁昌仕具加至極難有仕合奉存候別而御薬瓶之儀者強氣物受合持候様入念丈夫向之工夫第一ニ仕候御進物御土産物奇麗仕立奉調進候御詠物之儀者大小円角御好随ひ何様ニも仕立奉指上候何卒不相替御用向被仰付可被下候様奉願上候此度包紙再板仕出来之品々荒増相印奉入御覽候尚御風聴之程奉希候

東武玻璃開製舖 崑山堂素玉謹白

第四圖の引札の口上

益御機嫌能遊御座恐悅至極奉存候隨而私義是迄年来キヤマン精造方渡世向歳々開製物仕来候所御最厚御取立ヲ以業躰日増繁昌仕冥加至極難有仕合奉存候別御而藥瓶之儀者強氣物受合持候様入念丈夫向之工風第一口仕候御進物并御土産物奇麗仕立奉調進候御詔物之儀ハ大小円角御好随何様ニも仕立奉差上候何卒不相替御用向被仰付可被下候様奉願上候今般包紙再版仕出来之品、荒増相記し奉入御覽候猶御風聴之程奉希候

東都キヤマン開製舖 崑山堂素玉謹白

なお第三圖の引札の口上は、上記第四圖の引札の口上と同じであり、第五圖の引札の口上は、「隨而私義是迄年来」の続きが「キヤマン」から「カラス」に代っている他は、多少送り仮名が異なる程度で、第三圖、第四圖の引札の口上と変らない。

(4) 佐々木源蔵『鹽華がらすやむかし語』(佐々木硝子株式会社、昭和三十年)、一二九—一三〇頁。

六、戸澤道夫氏の所論

戸澤道夫氏は「江戸切子とカットガラス」において、加賀屋久兵衛製作の引札に言及され、その製作者ならびに製作時期について以下のように推定された。⁽¹⁾

この加賀屋久兵衛の引札には、江戸時代のもの二種、明治時代のもの一種が知られている。共に、日本橋通塩町とあり、これを先代加賀屋久兵衛のものとするのが『日本近世窯業史』『日本硝子細工夜話』の両説からとったもので、棚橋氏はこれをもととして、最も古いとされる引札を文政頃としているのである。

つまり、文政から明治にいたるまで、加賀屋久兵衛という店が本・分家と二店あったとしているのである。

しかし、『がらすやむかし話』によれば、『日本硝子細工夜話』の加賀屋の頃に、写真のみあり、「皆川久兵衛、通称、加賀久、加賀屋一家祖先」と説明があり、明治初年撮影の加賀定家伝来の皆川久兵衛の写真や、その皆川久兵衛が明治七年に没したこと、加賀屋の皆川久兵衛と加賀屋熊崎久兵衛は同名達人であって、同一視され混同しやすいこと、引札に記された江戸時代の加賀屋久兵衛が、明治時代に加賀屋安太郎と変っても同一の店であることなどが記されており、筆者は、この加賀屋久兵衛の最初の引札は、加賀某から独立した、手代の加賀屋久兵衛の引札であって、この加賀久が最初の引札を発行する頃には、通塩町に移って開業していたものと推定され、したがって天保十年以降のものとするわけである。

つまり、本家の加賀屋は手代久兵衛の独立により没落し、分家の加賀久が本家を名のつたと推定するのである。それに、この最初の引札は当時のヨーロッパの製品と比較しても、文政年間にしては、あまりにも出来すぎており、文政年間の切子として、これほどのものは、いまだ実例をみないからである。

また、この三種の引札には熊崎家の印があり、これは皆川久兵衛発行の引札を本家よりゆずりうけたのが熊崎家であったということなのか、推論の余知はまだあると思われるが、いままでのところこれ以上のことは筆者には不明である。戸澤氏の所論を適宜補足し前提と結論に分けて整理すると、その論旨はおよそ以下のようにまとめることができるであろう。

- (1) 主家の「加賀屋某」の姓名は不詳である。
- (2) 分家は加賀屋久兵衛と称し、皆川を姓とし、「加賀屋一家祖先」と評された人物である。
- (3) 初版の引札には「加賀屋久兵衛」と刷られている。

(4)加賀屋製作の初版の引札は、所載の切子の出来工合からみて文政年間（一八一八―一八三〇）のものとは考えられない。
(5)主家の加賀屋がギヤマン製造を企てたのが文政の頃、手代文次郎が主家より独立して加賀屋久兵衛と称したのは天保十年（一八三九）である。

(6)初版の引札はギヤマン製造開始後間もなく製作されたものである。

(7)主家の所在地は通塩町、分家の当初の所在地は大伝馬町である。

(8)初版の引札に刷られた店舗の所在地は通塩町である。

以上の前提から次の結論が導かれる。

(1)引札は分家の皆川久兵衛が製作したものである（前提(1)(2)(3)による）。

(2)分家が加賀屋久兵衛として独立したのが天保十年であるから（前提(5)による）、初版の引札の製作時期はそれ以降で

ある（前提(6)による）。この結論は前提(4)によって裏付けられる。

(3)初版の引札を製作する頃、分家は通塩町に移転していた（前提(7)(8)による）。

(4)手代文次郎が分家として独立したため本家は没落し、分家が本家を名乗った（前提(2)および結論(3)による）。

(5)引札に熊崎の印があるのは、分家製作の引札を本家から熊崎家が譲渡されたことによるのか。

さて次に戸澤氏の結論およびその基となった前提について検討してみたい。まず結論(1)について。加賀屋の六種の引札に刷られた屋号、名、印、姓名を比較することによって、これらの引札は熊崎久兵衛および熊崎安太郎によって製作されることが確かめられる。したがって引札は分家の皆川久兵衛が製作したものであるという結論にはならない。結論(1)が成立しない以上、その結論を導くための前提について吟味することは無意味かも知れぬが、一応所見を述べておきたい。前提

(1) について。「日本近世窯業史」所載の主家の所在地と、引札に刷られた店舗所在地が一致することから、主家の姓名は熊崎久兵衛と推定される。前提(2)について。「註」からすやむかし語」によると同書所載の皆川久兵衛の写真に「此写真ハ加賀屋一家祖先 通称加賀久 皆川久兵衛」と説明を加えたのは、加賀定(沢定次郎)の三代目河野定次郎という。沢定次郎は皆川久兵衛の弟子であったし、他にも井野磯蔵等の弟子がいた。独立して加賀屋を名乗る弟子達にとって、皆川久兵衛は正に加賀屋一家の祖先であったに相違ない。仮に姻戚関係でも生じていけばなおのことであろう。しかしながら皆川久兵衛に対する「加賀屋一家祖先」という明治時代後期から大正時代にかけての賛辞が、必ずしも独立まもない頃の久兵衛にあてはまるとは限らないであろう。

結論(2)について。引札が本家によって製作されたとするとその初版の製作時期は前提(5)(6)によって文政(一八一八—一八三〇)の頃となる。なお結論(2)にとって前提(4)、即ち初版の引札は所載の切子の出来工合からみて文政年間のものとはいえないとの見解も重要なものであろう。ところで初版の引札(第一図)所載の切子の内、蓋物、把手付瓶などは確かに高度の技術を要する製品である。しかしこれらは恐らく舶載されたものであろう。これに対して切子計算、印籠、三組猪口、小瓶など単純な切子を施した比較的小さい製品は国産と考えられる。しかも主家のギヤマン製造の開始を文政十一年(一八二八)とすると、天保(一八三〇—一八四四)までは二年しかない。戸澤氏が初版の引札所載のどの切子を以って、文政年間もしくは文政末期の切子にしては出来すぎと考えておられるかは明らかでないが、初版の引札が分家によって製作されたとしなければならぬほどの理由とはなり難いのではなからうか。なお戸澤氏は前提として挙げられていないが、『日本近世窯業史』からの前記引用文、第三の段にみられる「彼れは天保五年中に於て、金剛砂を使用して硝子面に彫刻を施すことを工夫したりと伝へらる。是れ即ち今いふ処の切子細工なり」との記事は同氏の結論(2)にとって極めて有効な前提

となし得るものとの見解もあり得よう。しかし以前指摘したように、金剛砂によるガラス面への彫刻には、グラヴィールも(4)あり、「今いふ処の切子細工なり」と断定することはできない。加賀屋の引札の内、再版以降のものにみられる硯屏の文様も、遺品に徴してグラヴィールである可能性が極めて大きい。また仮りに天保五年（一八三四）中における「彼れ」の工夫が切子細工であったとしても、それ以前に江戸において、あるいは京、大坂において切子細工が行われていなかったわけではないであろう。そうであるとすれば、加賀屋はその間屋の性格から唐物、蘭物さえ扱っていたのであるから、和物についても自家製品のみを扱っていたとは限らず、当初切子は他から仕入れたということもあり得よう。日本において切子細工が開始された頃の実情については、なお調査を要することが多く、その解明は今後の研究に俟たざるを得ない。

結論(3)(4)について。引札が分家によって製作されたものでないとすれば、分家が大伝馬町から通塩町に移転したと仮定したり、本家が没落したと仮定したりする必要はなくなるであろう。さらに「日本近世窯業史」からの上記引用文、第二の段に記されているように、文次郎は早くから主家に奉公し、手代となって後ギヤマン製造の監督を命じられるや、主家に特に請うて大坂での数年間の修業を許され、再び主家に勤め、勤労の功をもって家名を分与された者である。当初大伝馬町へ店を出しておきながら、わざわざ主家の近隣へ店を移転し、恩義ある主家が没落するとみるや、主家を名乗るとは考え難いのではないだろうか。

結論(5)について。引札に熊崎の印がみられるのは、引札が熊崎久兵衛によって製作されたものとすれば当然のことであろう。なお熊崎なる印は引札を刷る時に同時に刷られており、他の店から譲渡された引札に後から押されたものではない。

註

(1) 戸澤道夫「江戸切子とカットガラス」(『目の眼』第五十五号、里文、一九八一年七月、一七頁)。

- (2) 佐々木源蔵「隨筆がらすやむかし語」(佐々木硝子株式会社、昭和三十年)、一一二頁。
- (3) 内国勸業博覧会事務局「明治十年内国勸業博覧会出品解説」明治十一年序、第二区第一一一八類の内、第一六類、五一頁。国立国会図書館蔵〔著17-587〕(教育博物館本)。
- (4) 榎橋淳二「日本のガラス(引札I)」『セラミックス』第七卷第三号、窯業協会、昭和四十七年三月、一九四頁。

七、加賀屋久兵衛関係資料

一、引札

以前指摘したように、従来加賀屋の引札と呼ばれているものは、引札を兼ねた包紙であった。このことは、その再版の口上に「此度包紙再板仕出来之品々荒増相印奉入御覧候」(このたび包紙、再版つかまつり、出来の品々あらまし、あい印し、御覧に入れ奉り候)と記されていることから明らかであろう。しかし、本稿では便宜上、慣例に従って引札と称しておく。さて通塩町の加賀屋が製作した引札は現在六種類知られている。内二種は江戸時代、残り四種は明治時代のものである。まずその一は初版(第一図)⁽²⁾で文政(一八一八—一八三〇)末期のもの、その二は恐らく第二版(第二図)⁽³⁾と目されるもので、天保(一八三〇—一八四四)中期から嘉永(一八四八—一八五四)頃の製作と思われる。⁽⁴⁾その三は第三図に示すもので、以前そごう百貨店神戸店で行われた「世界のガラス絵展」に展示され、その図録にも掲載されたことがある。⁽⁵⁾この引札は店舗の所在地が「東京通り塩町東側中程」で、前二者にみられる所在地「江戸通り塩町東側中程」と比較すると「江戸」が「東京」に変わっている。ところで東京府が開設されたのが慶応四年(一八六八)七月、東京の市街地が五十区に画定されたのが明治二年(一八六九)三月というから、⁽⁶⁾久兵衛が殊更に古い住居表示に執着していたのではない限り、この間

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

第一図 加賀屋久兵衛の引札（初版）。杉江重誠『ガラス』共立社刊所載。（2）

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

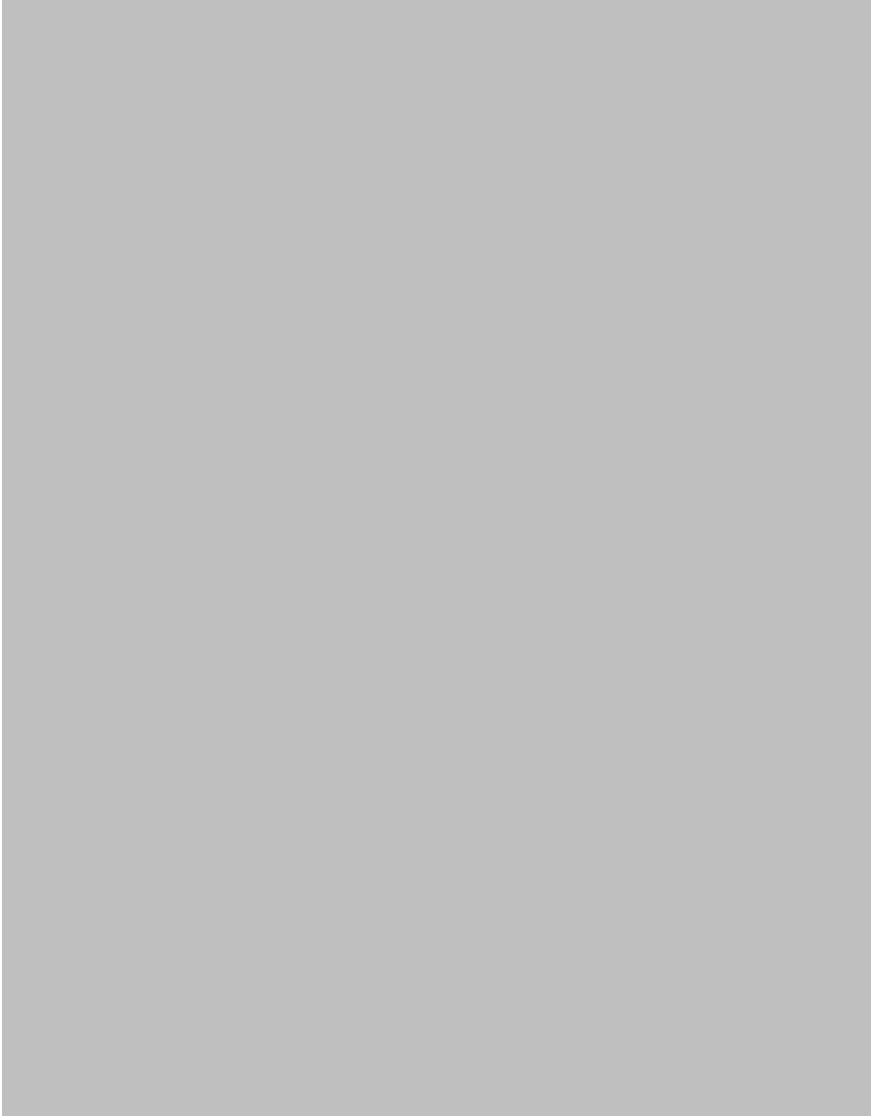


第二図 加賀屋久兵衛の引札（再版）。びいどろ史料庫蔵〔No.1957.10〕。横山英俊氏撮影。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

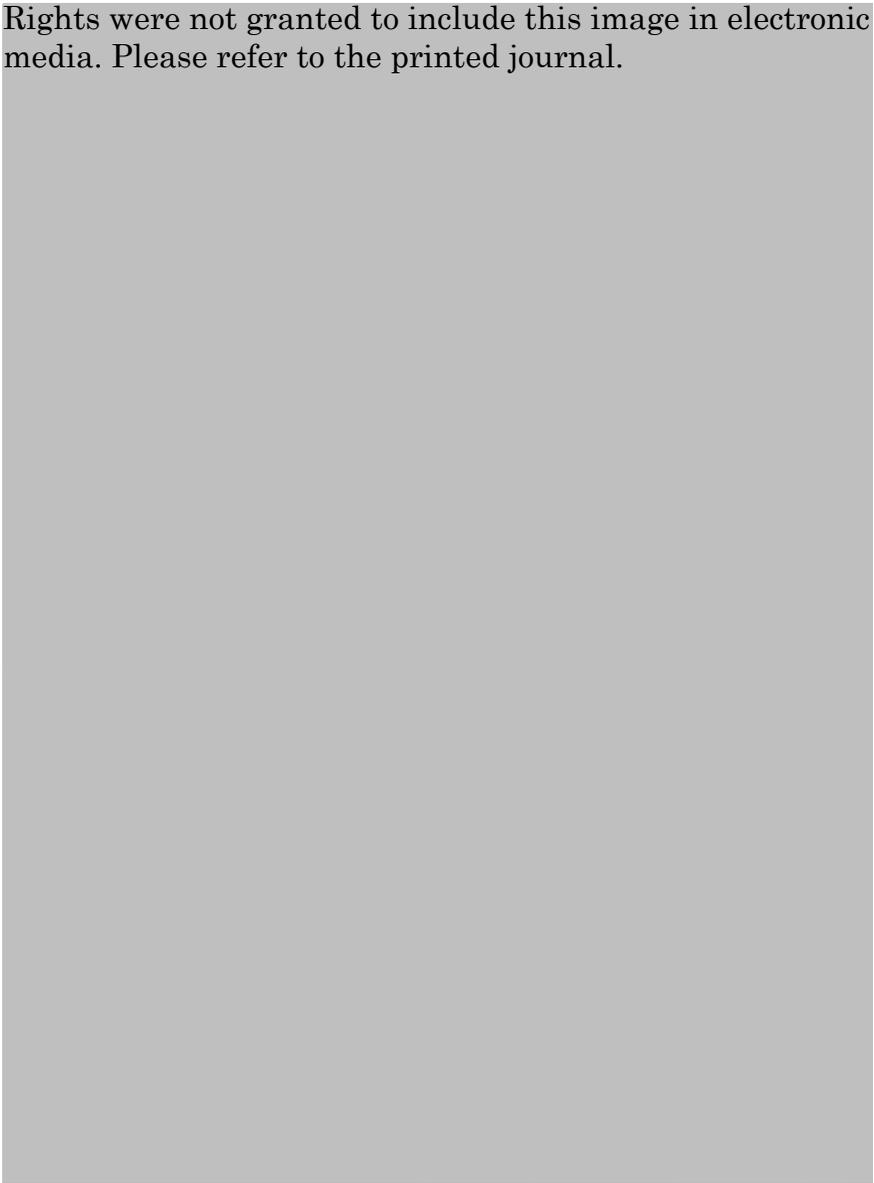
第三図 加賀屋久兵衛の引札。浜松市美術館蔵。写真・同館。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.



第四図 加賀屋安太郎の引札。岡田譲「ガラス」至文堂刊所載。(7)

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.



第五図 加賀屋 熊崎安太郎の引札。岩田藤七『ガラスの芸術 岩田藤七作品集』
講談社刊所載。(8)

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

第六図 加賀屋 熊崎安太郎の引札。びいどろ史料庫蔵〔No.1980.120〕
横山写真光芸社撮影。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

第七図 加賀屋吉郎兵衛の商標「山吉」。『江戸買物独案内』所載。国立国会図書館蔵。
(14) 図では「のど」の部分が見えないが、「通油町」とある。

の製作といえる。以上が久兵衛製作のものである。その四は第四図に示すもので、店主の名が久兵衛から安太郎に変わっているだけで、その他の版面はその三の引札と同じである。代替りのために、版木の名と印の部分だけ埋木で替えたのであろう。代替りの折、もし住居表示が変更されていれば、ついでに住居表示の部分も替えたであろうから、その四の引札も恐らく明治二年以前の製作と思われる。その五は第五図に示すもので、『ガラスの芸術 岩田藤七作品集』に掲載され、後ドロシー・ブレア氏の『日本之硝子史』にも転載された。⁽⁹⁾ 店舗所在地の表示は「東京第一大区十三小区通り塩町十三番地」と変っている。この行政区画は明治四年十二月二十八日に制定され、同六年三月以降多少の変更があったが、明治十一年十一月二日、新たに東京の郭内が十五区に画定されるまで続いた。⁽¹⁰⁾ それ故その五の引札は明治五年から十一年の間に製作されたと推定される。その六（第六図）は大阪のナビオギャラリーにおいて行われた「幕の内の中の美——江戸／明治／大正びいどろ・ぎやまん展」に展示され、同展の図録にも掲載された。⁽¹²⁾ 店の所在地は「東京日本橋区

「通塩町十三番地」である。この行政区画は上に述べた十五区制によるもので、明治十一年から昭和七年まで続いた。⁽¹³⁾したがって本来ならば、その六の引札がこの長期に亘る期間のどの時期に製作されたかを推定することは困難なはずであるが、幸いこの引札の上部には明治十四年の第二回内国勸業博覧会において熊崎安太郎に与えられた「進歩賞牌」の図が誇示されており、恐らく受賞後間もなく製作されたものと推定される。なお、その五、その六の引札には加賀屋吉郎兵衛の商標、山吉（第七図）⁽¹⁴⁾に類似の商標、出山吉が刷られていることに注意すべきであろう。

ところでその一からその四までの引札に刷られた屋号、名、印（加賀屋、久兵衛または安太郎、熊崎）と、その五、その六の引札に刷られた屋号、姓名（加賀屋、熊崎安太郎）を比較すれば、前者の屋号、名の下に刷られた印の文字が姓を表していたことは明白である。したがってこれらの引札が分家の皆川久兵衛によって製作されたものでないことも明らかであろう。

二、内国勸業博覧会資料

内国勸業博覧会は明治十年、十四年、二十三年、二十八年、三十六年の五回に亘って開催された。その公式記録は内国勸業博覧会事務局、あるいは農商務省博覧会掛によってまとめられ、出品目録、出品解説、審査評語（審査報告）、報告書として刊行された。熊崎安太郎ならびに二代目皆川久兵衛は、当時いずれも代表的な業者であったとみえて、これらの各種記録に両者の実績が散見せられる。いまそれら主要なものを集め、この条の末尾に資料として収録しておく。

さて熊崎久兵衛、安太郎の屋号が加賀屋であったことは上記引札から直接知ることができる。一方皆川久兵衛の屋号が同じく加賀屋であったことについては「⁽¹⁵⁾陸軍がらすやむかし語」所載の久兵衛の写真説明（第十図参照）、ならびに「日本近世窯業史」からの上記引用文、第六の段にみられるところであるが、いずれも後年の記述である。古い記録としては明

治十二年発行の「東京繁盛番付」⁽¹⁵⁾の内、「ガラスランプ」の行司の欄にみられる「本丁四加賀屋」がある。これには氏名が記されていないが、内国勸業博覧会資料から皆川久兵衛の住所が「本町四丁目」であることが明らかなので、間接的な手段によるものではあるが一応皆川久兵衛の屋号も加賀屋であったことが認められよう。

ところで「日本近世業史」からの上記引用文、第六の段に皆川久兵衛は、「明治七年高令を以て逝く」と記されているし、このことは後述の別資料（第九回参照）によっても確かめられるので、明治十年以降の内国勸業博覧会への出品者、本町四丁目在住の皆川久兵衛は二代目ということになる。その皆川久兵衛について『明治十四年 第二回内国勸業博覧会報告書』には、⁽¹⁶⁾

皆川久兵衛ハ其父嘗テ杉田成卿ニ就キテ西洋ノ器械ヲ製スル事ヲ学ヒ、業成テ模成スル事年アリ、久兵衛其業ヲ襲キテ今ニ至ル、

と記されている。ここで「其父」というのは養父初代皆川久兵衛であり、初代は「杉田成卿ニ就キテ西洋ノ器械ヲ製スル事ヲ学ヒ、業成テ模成スル事年アリ」とのことであるから、「日本近世業史」からの上記引用文、第三の段に「当時伊東玄朴、杉田隆慶、大槻貢作等の蘭医は、屢々久兵衛を呼びて、寒暖計、ホクトメーター等の製造に関する智識を伝授せり」と記された久兵衛は、やはり分家の皆川久兵衛と考えざるを得ない。また佐久間象山から「強度の薬品を入れる、も故障を生ぜざる硬硝子」の製法を学んだという久兵衛に対しても、「眼鏡の製作のみを為したるにはあらざるが如し」と評され、かつガラスに関しては、むしろ問屋的な立場にあったと推定される主家の久兵衛を擬するよりは、手代の頃から大坂でガラスの製造を修業してきた職人としての分家の久兵衛を考える方が、はるかに穏当であろう。したがって主家の引札（第二版）の口上に「御薬瓶之儀者強気物受合」（御薬瓶の儀は強気物請合い）と記されている点についても、その

技術は分家の久兵衛に依存していると解さざるを得ない。

なお主家の問屋の性格は久兵衛の子、熊崎安太郎にも受け継がれていたようである。それは例えば第一回内国勸業博覧会の折、安太郎は第二区第三類玻璃の部に「薬瓶硝子青笠」を、また第二区第十六類教育器具の部に「寒暖計(一)水銀製^{明標} (二)赤製○驗酒器(三)水銀製(四)赤製○驗湿器(五)」を出品しているが、いずれも芝神明町裏通の荒木春庵なる者に製作させたものである。これに対して分家の職人的性格は、やはり本町四丁目二代目皆川久兵衛に受け継がれている。即ち二代目は同じく第三類に「硝子結晶(一)○玻璃文房具(二)切子○瓶(三)台付(四)種子入瓶○漏斗(五)」を、第十六類に「寒暖計(六)○驗温器(七)筒付」を出品しているが、いずれも自店において製作したものであった。

資料

(一)熊崎安太郎関係記録

(1)第一回内国勸業博覧会出品目録⁽²¹⁾

通塩町熊崎安太郎

薬瓶(一)硝子青笠芝神明町裏通荒木春庵

同⁽²²⁾

通塩町熊崎安太郎

寒暖計(一)芝神明町裏通荒木春庵(二)赤製○驗酒器(三)水銀製(四)赤製○驗湿器(五)

(2)第一回内国勸業博覧会出品解説⁽²³⁾

物名	府県名	製額	価額	開業年曆	工名地名	出品人名
水銀製寒暖器 外五器	東京府		売価 三千五百円 四千三百円	文政十一年	芝神明町裏通 荒木春庵	熊崎安太郎

(3) 第二回内国勸業博覧会出品目録⁽²⁴⁾

上同町熊崎安太郎

鉢⁽²⁵⁾ (二) 玻璃⁽²⁶⁾ 堅種切子、日本橋区通塩町熊崎安太郎△鉢 (三) 同上△鉢 (三) 同上△皿 (四) 同上△皿 (五) 同上切子、同上△皿 (六) 玻璃切子、同上△蓋物 (七) 同上△蓋物 (八) 同上△蓋物 (九) 同上△壘 (一〇) 同上△壘 (一一) 同上△高脚盃 (一二) 同上△高脚盃 (一三) 同上△文鎮 (一四) 同上切子鬼形、同上△文鎮 (一五) 同上切子、大形、同上△文鎮 (一六) 同上切子矮狗形、同上△蓋物 (一七) 同上台付切子、同上△組重 (一八) 同上切子、同上△水継 (一九) 同上△食籠 (二〇) 同上△水呑 (二一) 同上

同⁽²⁵⁾

上同町熊崎安太郎

理学附属器械 (一) 玻璃堅種製、日本橋区通塩町熊崎安太郎△化学附属器械 (二) 同上

(4) 第二回内国勸業博覧会審査評語⁽²⁶⁾

進歩賞牌三等 玻璃器

東京府日本橋区通塩町 熊崎安太郎

文具食器ノ類価格皆貴シ然レトモ提梁ノ危険ナル銚子及ヒ太厚重キニ失スルノ鉢ヲ除クノ外ハ製作良巧実ニ昔日ノ比ニ非ス其進歩ノ著キ甚タ嘉賞ス可シ

(5) 第二回内国勸業博覧会報告書⁽²⁷⁾

世上凡百ノ器具漸ク面目ヲ改ムルノ今日ニ当テ玻璃ノ日常ニ必用ナルハ固ヨリ言フヲ俟タス而シテ熊崎安太郎ノ出品ハ之ヲ数年前ニ比スレハ著シク進歩シ殆ト人間ノ需用ヲ補足スルニ至レリ然レトモ其彫琢シタル鉢ハ体質厚クシテ斤量重キニ過キ把持太夕便ナラス其水注ハ提梁ノ両端余地ヲ留ムル事少キガ為メ失墜ノ虞ナキヲ保シ難シ且其価格一般ニ廉ナラス是レ注意ヲ要スルノ点ナリ

同⁽²⁸⁾

熊崎安太郎モ亦理学附属器械ヲ出ス、其論評ハ本款〔乙〕化学附属器械ニ併セ論ス可シ、

……(中略)……

明治十年内国勸業博覧会ニハ此類ニ属スル出名ハ寒暖計ヲ出ス者三人、晴雨驗水器一人、湿燥計一人ナリシガ、今日此ノ如ク盛ナルヲ致ス、以テ天下ノ学校理学ノ行ハル、ヲトスベシ、本款ニ出陳スル所ノ理学器ハ之ヲ用フル目途二種アリ、一ハ学校教育ノ用ニ充ツルモノ、製練社及ヒ藤島常興ノ物理器械、助力器械ノ式様熊崎安太郎ノ理学附属器械、中田清次郎ノ幻燈等はレナリ、一ハ理学ニ原シテ人生日用ニ供スル者、広瀬自慙ノ伝話機、冲秀正ノ微音響機、皆川久兵衛ノ驗液器、寒暖計等ナリ、

同⁽²⁹⁾

東京府ノ熊崎安太郎ハ硝子製造ヲ業トスル者ニシテ、出ス所理化学附属器械アリ、其硝子製造ノ原質左ノ如キ者ヲ用フ

石粉 美濃垣野村産

十分

鉛 陸中仙台細倉山産 一分

大礪砂 朝鮮産 六分

堅牢ナル硝子ヲ製スルニハ、右三種ノ比例ノ如キ分量ヲ取り先ツ鉛ヲ溶解セシメ次ニ石粉ヲ投シ、攪揉スル事凡三時間ニシテ礪砂ヲ和シ、信樂壺ニ入レ紀州熊野備長炭ヲ用ヒテ煮ル事一昼夜間ニシテ、汲ミテ之レヲ水槽ニ致シ、冷了シテ後粉末トシ、再ヒ壺ニ入レテ煮ル事一昼夜鉛ト礪砂ノ氣ヲ去リ、水槽ニ致シテ冷エシメテ末トナシ、復タ壺ニテ煮ル事一昼夜、石粉ノミノ溶解物トナル、是堅牢ナル硝子ノ原質ナリ、之レヲ鉄管ニ卷キ取り吹キ立テ、劇薬ヲ貯蓄スル瓶或ハ理化學用ノ器械ヲ作ル

熊崎安太郎ノ作ル所ハ、多年勉勵ノ効ヲ觀ルニ足ルヲ以テ審査官之ヲ有功三等ニ擬シタリ

(二)熊崎安太郎(二代目)關係記録⁽³⁰⁾

(1)第五回内國勸業博覽會出品目錄⁽³¹⁾

二千瓦剋度円筒 日本橋通塩町一三 熊崎安太郎

同有控同 同 同

千瓦剋度同 同 同

五百瓦剋度有控同 同 同

二百瓦剋度同 同 同

ガイスレル氏管 同 同

吸揚ポンプ 同 同

押揚ポンプ	同		同
輕液計円筒附	同		同
秤水量円筒附	同		同
脂肪浸出装置	同		同
カイスレル氏加里珠	同		同
ソービーヒク氏加里珠	同	日本橋通塩町一三	熊崎安太郎
分離漏斗	同		同
乾燥管	同		同
空気ポンプ	同		同
炭酸定量埴	同		同
空気洗滌装置	同		同
比重埴	同		同
冷却管	同		同
同	同		同
浮子円筒附	同		同
外科用縫合絲卷函	同		同
窒素球	同		同
青線入ビーレント	同		同

同³²⁾

切り分ケ切子台附菓子入 日本橋区通塩町一三 熊崎安太郎

ハリ切り分ケ切子并³³⁾ 同

無地研盃洗 同

液切子皿 同

切り分ケ切子皿 同

(2)第五回内国勸業博覧会審査報告³³⁾

其六、其七、其八、物理学器械擬賞表

品名	擬賞	府県名	出品人名
物理学用玻璃器	褒状	東京府	熊崎安太郎

同³⁴⁾

其九 化学器械 擬賞表

品名	擬賞	府県名	出品人名
化学用玻璃器	褒状	東京府	熊崎安太郎

(三)皆川久兵衛(二代目)関係記録

(1)第一回内国勸業博覧会出品目録³⁵⁾

硝子結晶 (一) ○ 玻璃文房具 (二) 切子 ○ 瓶 (三) 台付 (四) 種子入瓶 ○ 漏斗 (五)

同⁽³⁶⁾

本町四丁目皆川久兵衛

本町四丁目皆川久兵衛

寒暖計 (六) ○ 驗温器 (七) 筒付

(2) 第一回内国勸業博覧会出品解説⁽³⁷⁾

玻璃結晶

本街四丁目 皆川久兵衛

製法 鑪ヲ平地ニ築キ炭火ヲ熾シ其中ニ坩堝ヲ入レ燒ク事一晝夜ニシテ珪石末及ビ鉛硝石ノ三味ヲ混和シ坩堝ニ入レ燒ク事一晝夜其鎔解シタルヲ水ニ入レ冷シ又坩堝ニ入レ燒ク事一日許ニシテ鎔解シタル玻璃ヲ鉄管ニ卷キ吹キ製

造ス
同⁽³⁸⁾

物名	府県名	製	額	価	額	開業年曆	工名地名	出品人名
玻璃結晶	*			三千五百円			本街四丁目	皆川久兵衛

同⁽³⁹⁾
* 東京府

物名	府県名	製	額	価	額	開業年曆	工名地名	出品人名
寒暖計 外一品	*						本街四丁目	皆川久兵衛

* 東京府

(3) 第一回内国勸業博覧会審査評語⁽⁴⁰⁾

全* 玻璃結晶形玻璃文房具

本町四丁目 皆川久兵衛

結晶形ハ舶来品ノ模造ニシテ工技嘉スベシ文房具ハ澳國博覧会ノ出品ト同種ニシテ良品ナリ

* 花紋(賞牌—棚橋補)

(4) 第二回内国勸業博覧会出品目録⁽⁴¹⁾

日本橋本町四丁目皆川久兵衛

引提酒器(一) 玻璃壺(二) 個蓋六個各器面中央艶消地透明花卉模様彫刻、府下南葛飾郡柳島村山口鎌太郎、△引提酒器(二) 同上

△瓶(三) 同上大形丸広口、日本橋区本町四丁目皆川久兵衛 △瓶(四) 同上 中形大広口、同上 △瓶(五) 同上 形丸広小口、

同上、△瓶入皮張菜籠(六) 玻璃牛皮 角形表面皮貼裏面ヒロード貼函方彩壺四十個入、下谷区金杉町石鍋啓次郎

同⁽⁴²⁾

本町三丁目皆川久兵衛

寒暖計(一) 玻璃管木製枠 玉入管純色水銀入華氏ノ度盛、日本橋区本町四丁目皆川久兵衛、水銀盛本所松井町一丁目小林久太郎

△寒暖計(二) 同上 純色水銀入華氏列氏撰氏ノ三種度盛、同上 △ユリ子メートル(三) 玻璃 廿五度目盛、同上 △ホクトメートル

トル(四) 玻璃水銀 百度目盛、同上 △ホクトメートル(五) 同上 ボーメ五十度入目盛、同上 △寫量器(六) 玻璃 一寫

量、玻璃皆川久兵衛寫目盛、本銀町一丁目小倉清助 △寫量計(七) 同上 二寫量、同上 △寫量計(八) 同上 三寫量、同上 △寫

量器(九) 同上 四寫量、同上 △寫量器(一〇) 同上 五寫量、同上 △寫量器(一一) 同上 六寫量、同上 △寫量器(一二)

同上 七寫量、同上 △寫量器(一三) 同上 十寫量、同上 △寫量計(一四) 同上 十二寫量、同上 △寫量計(一五) 同上 十六

写真、同上△写真計(一六) 同上 二十写真、同上△写真器(一七) 同上 二十五写真、同上△ダラクマ量器(一八) 同上
一ダラクマ量、同上△ダラクマ量器(一九) 同上 二ダラクマ量、同上△ダラクマ量器(二〇) 同上 三ダラクマ量、同上△
ダラクマ量器(二一) 同上 四ダラクマ量、同上△テキ量器(二二) 同上 六十テキ量、同上

(5) 第二回内国勸業博覧会審査評語⁽⁴³⁾

有功賞牌三等 玻璃器

東京府日本橋区本町 皆川久兵衛

測量器壘子ノ類製作佳良ニシテ使用ニ適ス而シテ價格甚タ廉ナリ其有功嘉賞ス可シ

(6) 第二回内国勸業博覧会報告書⁽⁴⁴⁾

皆川久兵衛ハ其父嘗テ杉田成卿ニ就キテ西洋ノ器械ヲ製スル事ヲ学ヒ、業成テ模成スル事年アリ、久兵衛其業ヲ襲
キテ今ニ至ル、明治十年勸業博覧会ニ寒暖計等ノ出品アリ、本年又驗液器寒暖計ヲ出ス、其驗液器ハ製作精巧其形
状亦模シ得テ佳ナリ、審査官之レヲ有功三等ニ擬ス、其寒暖計ノ如キ一ハ養蚕家ノ用ニ共スル者、一ハ華氏設氏列
氏ノ比較ヲ表ス、製作可ナリ、唯惜ムラクハ画度聊精ナラサルヲ見ル、然レトモ之レヲ前回ノ出品ニ比スレバ其技
進ムト云フ可シ、

三、古文書等

(一) 玻璃製造人組合設立御鑑札下附願

明治十二年四月、東京のガラス製造販売人七十四名が「御府下ノ製造益々盛大ニ至ラシメ肯テ外国ノ輸入ヲ待タザル
様」にするため、仲間組合設立の認下を知事に願ひ出た。その折の惣代四名中に「日本橋区通塩町十三番地 平民 熊崎
安太郎」と「日本橋区本町四丁目二十一番地 同 皆川久兵衛」(二代目)の名がみられる⁽⁴⁵⁾。しかも四名の惣代の内、安

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

太郎は最初に、久兵衛は最後にその名が記されていることから、当時久兵衛がガラス業界を代表する存在であったことが察知せられる。因に明治十二年六月と八月、前後三回に別けて皆川久兵衛以下七十六名に鑑札が付与された。⁽⁴⁶⁾

(二) 東京繁盛番付

「⁽⁴⁷⁾ 隨筆がらすやむかし語」には、明治十二年発行「東京繁盛番付」の内、「ガラスランプ」の部が掲載されている(第八図)。その中では行司として「本丁 四加賀屋」が、また勸進元として「同丁(通シホ丁——棚橋註) 加賀屋」が挙げられている。力士や行司が引退して年寄となり、本場所の場合年寄が勸進元を勤めるのであるから、通塩町の本家熊崎安太郎と、当時本家を凌ぐ活躍をしていた本町四丁目の分家二代目皆川久兵衛との関係を、この番付は示しているように思われる。

(三) 差入申証書之事

佐々木源蔵氏は「⁽⁴⁸⁾ 隨筆がらすやむかし語」に、熊崎安太郎の許で明治十二年頃年季奉公をしていた徒弟、桜井猶次郎に関する「差入申証書之事」の写真を掲載し、解説を加えておられる。同書所載の写真版の文字は小さく一部不鮮明な箇所もあって正確に読み取ることができぬので、原文と多少表現が異なるが、佐々木氏による読み下し文を転載する。⁽⁴⁹⁾ なおこの証書は加賀定四代

第八図 「東京繁盛番付」の内、「ガラスランプ」。「⁽⁴⁷⁾ 隨筆がらすやむかし語」所載。

目河野三郎氏所蔵のものであるが、皆川久兵衛の写真と共に現在知人宅にあるらしく、閲覧はできなかった。

差入れ申す証書の事

一ツ

私儀

先般中よりガラス吹物職工修行の爲め、御召仕ひ下され候処、此度不図心得違い仕り、年限未済中かけ出し、不当のほどかど申上げ、遂々恐入奉り候。右は一度び御詫び相叶い候様、扱いの者迄段々相頼み、連れて御詫申上候処、御聞き届け下され、難有存じ奉り候。其砌り一旦相済み候処、亦々不心得仕り、御家規に相背き候て。当今先非後悔仕り、以後右体の不都合不心得等仕らざるは勿論、屹度改心仕り候間、連れて御詫び願度く、又々御扱い下され候御仁まで相歎き候処。段々の御説諭相受け、只今より改心仕り、以後の処置と御申聞けの趣き、堅く相守り可申候間。御扱の方々より、一と度御詫び相願ひ呉れ候様申出で候処、右扱の者迄に対し、御詫び相叶い難有仕合に存じ奉り候。然る上は、向後一際出精勉勵仕り、相はげみ候様可仕候。且又今般年限の処も、更に当十二年十二月三十限り相定め、日限中、御扱の方々御引受けにて、前文通り出精專一に相守り可申候。若し万一聊かたり共相反し候節は、私共は勿論、受人の者まで嚴重の御申立有之候共、御申聞けの趣き屹度相心得。御迷惑御損毛相掛け申聞敷候。後証の爲め差入れ申す。連印証書仍て件の如し。

明治十二年二月

右 桜井 猶次郎

右同人実母 桜井 かつ ①

前書の通り私共引受け、本人義精勵仕らせ可申候。其爲め連印仕り候也

引受人 山口謙次郎 (印)

同 稻生磯藏 (印)

同 沢定次郎 (印)

同 荒井忠太郎 (印)

熊崎安太郎殿

(加賀屋) 熊崎安太郎に対する猶次郎(後の加賀万、桜井直次郎)⁽⁴⁹⁾の引受人の一人、(加賀屋) 沢定次郎は(加賀屋) 皆川久兵衛の許で修業し、明治二年に独立した者で、⁽⁵⁰⁾加賀屋一家の複雑な人間関係をこの証書からみてとることができよう。

四、その他

以下の本文については熊崎庸展氏並びに宮坂哲子氏に原稿を御覧いただき公表の御承諾を得た。

(一)二代目熊崎安太郎の除籍原本

大正十二年九月一日の震災で、日本橋区役所にあった熊崎家の戸籍原本はすべて焼失した。その後大正十五年に関係者の証言などをもとに二代目安太郎の戸籍原本が再製された。しかし役所の話では当時既に除籍されていた者については、除籍原本の再製は行われなかったという。したがって初代安太郎についての除籍原本も再製されておらず、除籍原本をもとに初代についての調査を進めることははや不可能なのである。

さて二代目安太郎の除籍謄本から同人の経歴を差支えないと認められる範囲で以下に略記する。

明治八年三月一日 初代熊崎安太郎 長男悦太郎出生

明治三十五年五月十九日 悦太郎、中山ちよと婚姻

明治三十五年六月九日 初代安太郎隠居、長女マサ家督相続

明治三十五年六月十四日 長女マサ隠居、長男悦太郎家督相続

明治三十五年七月十九日 悦太郎、安太郎（二代目）と名を変更

昭和二十二年一月十五日 二代目安太郎死亡

(二) 龍興院過去帳

熊崎家の菩提寺である墨田区横川の龍興院住職大島俊雄氏からの書簡によると、同院にあった過去帳は寺院と共に震災で焼失したという。その後、再製された過去帳には熊崎家について大正二年以降の記録しかなく、昭和四年の墓処移転の際に行われた再火葬時の記録についても同様であるという。従って上記過去帳から知り得ることは以下に記す悦太郎（二代目安太郎）の両親の歿年月日までである。

安住院操誉妙寿大姉 大正二年五月二十八日 悦太郎母

光照院徳誉安楽居士 大正五年四月二十四日 悦太郎父

(三) 熊崎家当主の談

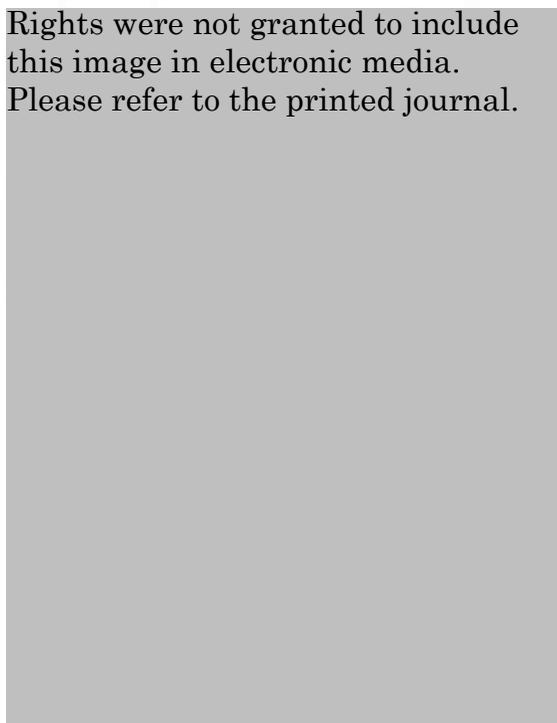
昭和五十六年十一月十一日、東京都渋谷区初台一丁目二十九番二号在住の二代目安太郎二男熊崎庸展（本名福次）氏から同家の先祖のことなどを伺うことができた。同氏の語られたことを適宜要約して以下に記す。

①以前は加賀屋と号しており、加賀の出である。

②加賀は熊崎姓が多いことから①は確かであろう。

③ 今次大戦中、先代の二代目安太郎から預った熊崎家文書は疎開先で焼失した。
 ④ 最近仏壇から一枚の覚え書（第九図）、ならびに位牌がみつかった。位牌は後年作られたものらしい。
 覚え書

<p>明治七年四月一日 法名 釈真敬信士 俗名 皆川久兵衛</p> <p>明治廿二年四月九日 法名 釈妙証信女 俗名 久兵衛母ナヲ</p> <p>弘化三年六月五日 法名 釈妙開信女</p>	<p>位牌表</p> <p>法名 深照院釈真敬信士 法名 心照院融誉恵通信女</p>	<p>位牌裏</p> <p>深 明治七年甲戌 四月一日 心 嘉永二年己酉 二月十九日</p>
---	---	---



Rights were not granted to include this image in electronic media.
 Please refer to the printed journal.

第九図 熊崎家文書「覚え書」。熊崎庸展氏蔵。
 小笠原写真館（渋谷区初台1-11）撮影。

⑤疎開先で焼失したものの、背景に寒暖計、晴雨計などを配した丁髷姿の久兵衛の油絵肖像画（縦二尺五、六寸、横一尺五寸位）と初代安太郎の着物姿の肖像画があった。この二点は庸展氏の幼少の頃、壁に掛けられていたようである。久兵衛の肖像は「原華がらすやむかし語」所載の皆川久兵衛の写真に酷似していた。

⑥二代目安太郎は油絵に画かれた久兵衛が同家の祖先であると話していた。

⑦二代目安太郎の妻ちよは肖像画を見上げながら、久兵衛が佐久間象山、その他の学者と交際していたと話していた。

⑧皆川久兵衛が何故熊崎家の祖先であるかについての伝承は同家がない。

⑨二代目安太郎は大正六年の秋頃まで通塩町で営業していた。店は問屋形式で間口二間半から三間位であったが、奥行が深く、中庭をはさんで奥に住居があった。

⑩熊崎家の菩提寺は墨田区横川一丁目三番十八号所在の浄土宗龍興院である。

⑪現在龍興院にある熊崎家の墓石は二代目安太郎により建てられた。

⑫二代目安太郎の妻ちよは時折浅草にある浄土真宗東京本願寺へ墓参していた。

ところで龍興院住職大島俊雄氏によると、覚え書の法名、並びに位牌にみられる皆川久兵衛の法名には釈の字が用いられており、これは浄土宗ではなく浄土真宗（西本願寺）の宗徒に付される法名であるという。しかしながら同じ位牌に併記されているもう一つの法名は浄土宗宗徒のものとのことである。

（四）二代目皆川久兵衛、皆川久蔵の除籍原本

初代皆川久兵衛の除籍原本は、久兵衛にゆかりの地である浅草花川戸ならびに大伝馬町をそれぞれ管轄する区役所、即ち台東区役所および中央区役所日本橋特別出張所に現在ともに存在していないという。したがって除籍原本を基に、初代

についての調査を進めることも、また熊崎家との関係を明らかにすることも不可能である。なお明治三十九年まで日本橋区大伝馬町三丁目に籍をおいていた皆川寅藏が、初代皆川久兵衛と何らかの関係があるのではないかと、和田スミ（寅藏の子）氏に問い合せたが、同氏はまだ二才の頃父を亡さくれており、また誰からも皆川久兵衛のことは聞いておられないとのことであった。

さて二代目皆川久兵衛の除籍原本は、二代目が少くとも明治十年から十四年にかけて在住していた（旧）本町四丁目二十一番地を管轄する中央区役所日本橋特別出張所には存在していないとのことである。恐らく震災で焼失し、当時転籍していたために除籍原本は再製されなかったであろう。しかし常盤町を管轄する江東区役所には極めて簡略なものであるが、二代目久兵衛のものと推定される除籍原本が震災をまぬがれて残っていた。いま二代目久兵衛および久藏の除籍謄本から差支えないと思われる部分を要約して以下に示す。

天保十一年七月七日 二代目皆川久兵衛、小林又三郎次男として出生

年月日の記録なし 二代目久兵衛、中津つると婚姻

明治十九年三月三十一日 二代目久兵衛長男、久藏出生

明治三十九年四月二十三日 二代目久兵衛隠居、長男久藏家督相続

大正五年三月二十七日 二代目久兵衛死亡

既述の如くこの除籍原本は極めて簡略なものであり、二代目久兵衛の皆川家への入籍の時期、家督相続の時期が記されていないため、前戸主として記されている皆川久兵衛との関係は明らかであるが、前戸主が初代であるとの確証は得られず、したがって天保十一年生の久兵衛が二代目であることを除籍原本の上から断定することはできない。しかし新たな資

料によって訂正を要するまでは二代目として扱ふことにする。

(五)成就院過去帳

皆川家の菩提寺である真言宗成就院（東京都台東区元浅草四丁目八番十二号）の過去帳には、初代皆川久兵衛、二代目久兵衛、（二代目）久兵衛の母なを、二代目久兵衛の妻つね、久蔵他の名がみられる。いま同寺の過去帳から上記の者についてのみ、その歿年月日、戒名、俗名を抄録する。

明治七年二月十五日

釈真教信士

皆川久兵エ氏

明治二十二年四月九日

釈妙証信女

皆川なを

大正五年三月二十七日

至誠院寿山道喜居士ト改ム

皆川久兵エ

大正十三年三月二十五日

至心院随喜妙光大姉

皆川つね

昭和三十七年十二月二十九日

誠秀院久遠成道居士

皆川久蔵

「皆川久兵エ」と「皆川なを」の名はそれぞれ当該年の末尾にみられ、共に後から書き加えられたことを示している。また戒名も他宗のものとのことである。なお二代目久兵衛の戒名は後に遺族の申し出により傍記の如く変更されたという。因に二代目久兵衛の妻つねは過去帳にはつねと記されている。

(六)宮坂哲子氏の談

昭和五十七年二月十一日、東京都葛飾区亀有一丁目十番六一四号在住の宮坂哲子（二代目皆川久兵衛の孫）氏から同家の先祖について伺い得たことを要約して記す。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

①初代、二代目久兵衛に関する遺品、写真などは震災で焼失した。

②「日本ガラス工業史」「隨筆がらすやむかし語」所載の記事程度のことしかわかっていない。

③三代目に当る皆川久蔵は上記の図書所載の記事について誤りがあるというような論評は下していなかった。

④初代久兵衛の墓の所在は不明である。二代目以降、同家の菩提寺は台東区元浅草四丁目八番十二号所在の真言宗成就院である。

(注)皆川久兵衛の写真

「隨筆がらすやむかし語」には皆川久兵衛の壮年期のものと推察される写真が掲載されている(第十圖)⁽⁶¹⁾。この写真は皆

川久兵衛(初代)の徒弟、沢定次郎の四代目である河野三郎氏所蔵のものであるが、同氏の母堂が知人に貸した後行方不明となり、現在これを見ることはできない。同氏の談によれば、その写真は色あせていてかなり不明瞭なものであり、「隨筆がらすやむかし語」所載の図のように楕円形のものであったという。ところで佐々木源蔵氏は第十圖に示した久兵衛の写真の下に

明治初期の撮影

加賀定家保存のもの

大正年間八十才前後まで生存された。(二代目皆川久兵衛氏) 深川常盤町に硝子壘を業とされ、後継者も皆川久兵衛を継承されたが、今次大戦に土浦方面に疎開され其後の消息不明なれど健在される筈。

写真説明の筆跡は加賀定の三代目河野定次郎氏の遺墨

第十圖 皆川久兵衛の写真。佐々木源蔵「隨筆がらすやむかし語」所載。(51)

と記しておられる。佐々木氏はこの写真が「加賀屋一家祖先」であるとする河野定次郎氏の説明にも拘らず、この写真を明治初期のものと同判断され、また久兵衛が壮年期にみえるところから、「明治七年高令を以て逝」った初代久兵衛ではなく、明治初期壮年期にあった二代目久兵衛を撮されたのであろう。しかし二代目熊崎安太郎は生前に、この写真に酷似する油絵肖像画の主が同家の祖先であると語られていたというから、恐らく写真の人物は二代目安太郎の父または祖父だと思われる。ところが二代目安太郎の父は初代安太郎で、二代目久兵衛とは同世代の筈である。したがって写真の人物は初代久兵衛であろう。尤も前述したように現在写真は行方が解らず、油絵肖像画は焼失しているので、この両者を直接比較し、両者が共に同一人物を撮影、描写したものであることを確認することはできない。なお熊崎庸展氏によると、油絵肖像画またはこの写真の久兵衛は初代安太郎と、横顔が顔から頰にかけて、また口辺から頰にかけてなんとなく似ているように思われるとのことである。

註

- (1) 柳橋淳二「日本のガラス（引札Ⅰ）」『セラミックス』第七卷第三号、窯業協会、昭和四十七年三月、一九四頁。
- (2) 杉江重誠『ガラス』（共立社、昭和十五年改訂四版）、一六頁／一七頁。
- (3) その二の引札だけでなく、その三、その四、その五の引札にも、表現は多少異なるが「此度包紙再版仕」（この度包紙再版仕り）と記されており、その二の引札が必ずしも第二版とは限らず、或いは第三版以降のものかも知れぬが、ここでは取りあえず、第二版と仮定しておく。
- (4) その二の引札がガラス簾と共に納められていた箱に貼られた藍刷り札の藍の色をもとに、関川亨氏はこの貼札が天保中期から嘉永頃の刷りであると推定された。引札の製作時期が必ずしも貼札の製作時期と一致するとは限らないが、およその目安として引札の製作時期を天保中期から嘉永頃と考えることにする。

(5) 浜松市美術館「浜松市美術館世界のガラス絵展」図録、（毎日新聞社、昭和四十九年）、五七頁。

- (6) 東京百年史編集委員会「東京百年史」第二卷（東京都、昭和四十七年）、一三三頁および一三七頁—一四一頁。
- (7) 岡田譲「ガラス」日本の美術、第三十七号、（至文堂、昭和四十四年五月）、八〇頁、一〇七頁。
- (8) 岩田藤七「ガラスの芸術 岩田藤七作品集」（講談社、昭和四十七年）、一五一頁。
- (9) Dorothy Blair: A History of Glass in Japan, Kodansha International Ltd. and The Corning Museum of Glass, 1973, p. 307.
- (10) 東京百年史編集委員会、前掲書、第二卷、一四八—一五〇頁。
- (11) 東京百年史編集委員会、前掲書、第二卷、八〇四頁。
- (12) ナビオギャラリー「暮らしの中の美—江戸／明治／大正びいどろ・ぎやまん展」図録、（ナビオギャラリー、昭和五十六年）、一頁。
- (13) 東京百年史編集委員会、前掲書、第二卷、八〇七頁。
- (14) 中川五郎左衛門「江戸買物独案内」版本、文政七年、三百五十四才。国立国会図書館蔵〔23—229〕。
- (15) 佐々木源蔵「国語からすやむかし語」（佐々木硝子株式会社、昭和三十年）、一七九頁。
- (16) 農商務省博覧会掛「明治十四年第二回内国勸業博覧会報告書」明治十六年、第二区第一四—一五類、第一九類、七二頁。国立国会図書館蔵〔77—119〕。
- (17) 内国勸業博覧会事務局「明治十年内国勸業博覧会出品目録」明治十年例言、勸農局—東京府、東二区二類ノ七。国立国会図書館蔵〔特17—982〕（東京府書籍館本）。
- (18) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(17)、追加、自内務省至琉球藩、東二区一六類ノ六。
- (19) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(17)、勸農局—東京府、東二区三類。
- (20) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(17)、追加、自内務省至琉球藩、追加東二ノ二九—三〇。
- (21) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(17)、勸農局—東京府、東二区二類ノ七。
- (22) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(17)、追加、自内務省至琉球藩、東二区一六類ノ六。
- (23) 内国勸業博覧会事務局「明治十年内国勸業博覧会出品解説」明治十一年序、第二区第一—一八類の内、第一六類、五二頁。国立国会

会図書館蔵〔葦17-387〕(教育博物館本)。

- (24) 内国勸業博覧会事務局「第二回内国勸業博覧会出品目録」初篇式「第二区」、東京府、三九頁。国立国会図書館蔵〔葦18-27〕。
- (25) 内国勸業博覧会事務局、前掲書④、初篇式「第二区」、東京府、二七二頁。
- (26) 内国勸業博覧会事務局「第二回明治十四年内国勸業博覧会審査評語」明治十五年、上、第一区第二区、八〇頁。国立国会図書館蔵〔葦17-992〕。
- (27) 農商務省博覧会掛、前掲書⑬、第二区第二一七類・第九一―一二二類・第一八類、二二二頁。
- (28) 農商務省博覧会掛、前掲書⑬、第二区第一四―一五類・第一九類、七二―七三頁。
- (29) 農商務省博覧会掛、前掲書⑬、第二区第一四―一五類・第一九類、八二頁。
- (30) 第五回内国勸業博覧会規則は明治三十四年四月十八日農商務省告示第四十一号で公表された。この規則の第十七条には
出品ヲ為サントスル者ハ……(中略)……地方長官ニ願出ヘシ
地方長官前項ノ出願ヲ許可シタルトキハ甲号書式ノ出品目録ニ通テ作り明治三十五年九月三十日限り之ヲ事務局ニ差出スヘシ
と記されている(「第五回内国勸業博覧会諸規則類」九頁。大阪府立中之島図書館蔵〔307-23〕)。出品目録の提出締切が九月三十日で、予め地方長官の許可を得なければならぬとすると、通常はかなり早めに地方長官への出願がなされたであろう。熊崎家の場合、明治三十五年六月に初代安太郎から二代目安太郎へ家督が相続されており、地方長官、ならびに事務局への手続が、いずれの安太郎によってもなされ得る可能性があった。ただ初代安太郎は第二回内国勸業博覧会に出品して受賞した後、第三回、第四回の内国勸業博覧会には出品していないようである。それにも拘らず第五回内国勸業博覧会にかなり多くの出品がみられるのは、家督を継いだばかりの二代目安太郎の意気込みによるものではないかと推察されるのである。また仮りに初代安太郎が手続きをしていない場合でも、隠居すれば出品者は家督相続をした二代目安太郎ということになるであろう。
- (31) 第五回内国勸業博覧会事務局「第五回内国勸業博覧会出品目録」明治三十六年、第五部、二四頁。大阪府立中之島図書館蔵〔307-25〕。
- (32) 第五回内国勸業博覧会事務局、前掲書⑬、第五部、五三頁。

(33) 第五回内国勸業博覧会事務局「第五回内国勸業博覧会審査報告」明治三十七年、第九部、一七四—一七五頁。大阪府立中之島図書館蔵〔807—27〕。

(34) 第五回内国勸業博覧会事務局、前掲書(33)、第九部、一七七頁。

(35) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(17)、勸農局—東京府、東二区三類。

(36) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(17)、追加、自内務省至琉球藩、追加東二ノ二九—三〇。

(37) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(23)、第二区第二—四類、一三〇—一三一頁。

(38) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(23)、第二区第二—四類、一三七頁。

(39) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(23)、第二区第一—一八類の内、一六類、五二頁。

(40) 内国勸業博覧会事務局〔明治十年内国勸業博覧会審査評語〕明治十年、上、自費出品之部、八八頁。国立国会図書館蔵〔番28—4837〕。

(41) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(24)、初篇式「第二区」、東京府、三九頁。

(42) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(24)、初篇式「第二区」、東京府、二六八頁。

(43) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(26)、上、第一区第二区、八一頁。

(44) 農商務省博覧会掛、前掲書(46)、第二区第一—一五類・第一九類、七一頁。

(45) 杉江重誠「日本ガラス工業史」(日本ガラス工業史編集委員会、昭和二十五年)、五二九—五三〇頁。

玻璃製造人組合設立御鑑札下附願

一、私共従来^{クラウ}玻璃製造營業能在此節追々其製造ノ販売高増加仕候間向後御府下ノ製造益々盛大ニ至ラシメ肯テ外国ノ輸入ヲ待タザル様仕度然ル所是レ迄仲間申合ノ条文無之ヨリ遂ニ自己一個ノ營業ニ帰シ相互ニ協力職業ノ進歩ヲ謀リ候儀難行届候間今度同業申合仲間組合ヲ設立シ頭取ヲ撰挙シ左ノ申合規約ヲ遵守スベキ方法ヲ相立御鑑札御下附奉願一同踴合協同一和シ永ク營業仕度右ハ同業者ノ素願ニテ私共四名へ委託仕候間何卒御鑑札御下附組合設立ノ儀御免許被成下度此段奉懇願候也

明治十二年四月二十八日

当御府下玻璃製造人七十四名惣代

東京府知事 楠本正隆殿

右出願ニ付奥印候也

日本橋区通塩町十三番地

平民熊崎安太郎

京橋区南鞆町六番地

同日比太助

日本橋区通塩町八番地

同市川栄次郎

日本橋区本町四丁目二十一番地

同皆川久兵衛

日本橋区長 館興 敬代理

書記 吉川尹 哲

京橋区長 江塚庸 謹

(46) 杉江重誠、前掲書(45)、五三三—五三四頁。

明治十二年六月二十三日鑑札付与

皆川久兵衛、市川栄次郎、日比太助、熊崎安太郎、在原留三郎、在橋常吉、永井總次郎、沢定次郎、栗野九郎兵衛、滝沢初三郎、鈴木留次郎、宮垣秀次郎、中島竹次郎、金井金太郎、根岸幸七、高橋新助、吉川初五郎

(47) 佐々木源蔵、前掲書、一七九頁。

(48) 佐々木源蔵、前掲書、一二六—一二九頁。

(49) 佐々木源蔵、前掲書、一二五頁。

(50) 大日本窯業協会「日本近世窯業史」第四編「硝子工業」(大日本窯業協会、大正六年、昭和四十一年復刻)、三五頁。

(51) 佐々木源蔵、前掲書、一二二頁。

北
Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.



第十一圖 日本橋区通塩町・通油町・通旅籠町・大伝馬町二丁目・同一丁目・本町四丁目の図（図の中央より左下へ）。日本地図
選集刊行委員会『明治中初五十分ノ一東京実測図復原』人文社刊より一部転載。（1）

八、熊崎久兵衛、安太郎と皆川久兵衛

江戸時代のガラス職人、商人の事績は全般的にみて殆んど解明されていない。それは資料がまだ豊富にあった頃は研究対象として取り上げられず、研究の対象として関心が深まった時には既に資料が散佚して、推測に頼る部分が多くなり過ぎていることによるのであろう。加賀屋久兵衛の場合も、例外ではない。以下に提示するのは、二人の加賀屋久兵衛の事績に関して、現在までに閲覧し得た資料をもとに取りあえずまとめた私見である。しかし利用した資料には、例えば『日本近世窯業史』『硝子雑攷』所載の記事など二次資料が含まれており、今後一次資料によって私見の当否が更に検討されることが期待される。

(1) 加賀屋（熊崎）の本家は通油町（第十一函参照⁽¹⁾）の小間物問屋加賀屋（山岸）吉郎兵衛であるという。（岡村千曳氏による。同氏はこのことを恐らく吉郎兵衛の後裔、山岸荷葉から聞かれたらしい。）

(2) したがって『日本近世窯業史』に「安永二年の頃加賀屋某なる者あり」と記された加賀屋某は通油町の加賀屋吉郎兵衛と思われる。（本家、分家の語を岡村氏が血縁上の関係ではなく、商工上の関係を示す語として使用されていると理解すると、安永二年（一七七三）に加賀屋（熊崎）の五代目であった者が、安永年間（一七七二―一七八一）の創業という加賀屋（山岸）の分家であるわけがない。）

(3) 加賀屋（山岸）は「金属製丸鏡及び紐付眼鏡等の製造販売を以て業」とした。⁽³⁾（『江戸買物独案内』によると、小間物問屋加賀屋吉郎兵衛は取扱商品として釐甲、眼鏡、鏡、磁針を挙げている。⁽⁴⁾なお向いにあったという同店の分家は加賀吉眼鏡店⁽⁵⁾で、やはり眼鏡を扱う職業であった。）

(4) 加賀屋（山岸）から独立して通塩町（第十一図参照）に店舗を構えていた加賀屋（熊崎）久兵衛は、文政十一年（一八二八）、硝子ギヤマン問屋を創めた。『日本近世窯業史』からの上記引用文、第二の段、および第一回国勤業博覧会資料による^{a)}。

(5) 久兵衛は開業に際して引札（第一図）を製作した。久兵衛は天保（一八三〇―一八四四）中期から嘉永（一八四八―一八五四）の頃にも引札（第二図）を製作した。この頃久兵衛は崑山堂素玉と号した。（第二図の引札の口上による。）崑山は崑崙^{コンロン}のことである。

(6) 久兵衛製作の貼札（第十二図）および安太郎製作の引札（第五図、第六図）に山吉の商標（第七図）と類似の商標、出山吉がみられるのは、熊崎家が加賀屋（山岸）吉郎兵衛の分家であるからであろう。

(7) 久兵衛は江戸が東京と改められた慶応四年（一八六八）七月から明治二年（一八六九）の頃、再度引札（第三図）を製作した。

(8) 久兵衛は明治初年から二年までに、安太郎に店を譲った。（第三図、第四図に示す久兵衛、安太郎の引札の製

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

第十二図 加賀屋久兵衛の貼札にみられる商標。びいどろ史料庫蔵〔No.1957.10〕。横山英俊氏撮影。

作時期による。)

(9) 安太郎は店を継ぐに際して引札(第四図)を製作した。この引札の版面は、名と印の部分以外は第三図の引札と同じである。次いで明治五年から十一年までに再び引札(第五図)を製作した。

(10) 安太郎(もしくは妻きわ)は皆川久兵衛の実子であつたらしい。〔日本近世窯業史〕からの上記引用文、第六の段。皆川久兵衛などの法名、歿年月日を記した覚え書、位牌、『隨筆がらすやむかし語』所載の皆川久兵衛の写真に酷似する油絵肖像画などが熊崎家に伝えられていたこと。二代目安太郎が同油絵肖像画の主は同家の祖先であると話していたこと。以上の理由による。)

(11) 安太郎は自店販売用の商品の製作をかなり下請けに出していたらしい。(第一回内国勸業博覧会資料による。)(7)

(12) 安太郎は明治十二年の頃、桜井猶次郎なる年季奉公の徒弟をおいていた。〔差入申証書之事〕による。)(8)

(13) 安太郎は第二回内国勸業博覧会において進歩賞牌三等を授与された。(第二回内国勸業博覧会資料による。)(9)

(14) 安太郎は進歩賞牌の受賞後、再度引札(第六図)を製作した。

(15) 安太郎は明治三十五年六月九日に隠居した。(二代目熊崎安太郎の除籍謄本による。)

(16) 安太郎は大正五年四月二十四日に死去した。(龍興院過去帳による。)菩提寺は墨田区横川の浄土宗龍興院。

(17) 二代目安太郎は明治八年三月一日に出生した。(二代目熊崎安太郎の除籍謄本による。)

(18) 熊崎家の家督は明治三十五年六月九日に長女マサが継ぎ、次いで同月十四日長男悦太郎が継いだ。悦太郎は同年七月十九日安太郎(二代目)と名を改めた。(二代目熊崎安太郎の除籍謄本による。)

(19) 二代目安太郎は第五回内国勸業博覧会において褒状を授与された。(第五回内国勸業博覧会資料による。)(10)

(20) 二代目安太郎は大正六年秋頃まで、通塩町で理化学ガラス器具の販売を業としていた。(熊崎庸展氏の談による。)

(21) 二代目安太郎は昭和二十二年一月十五日に死去した。(二代目熊崎安太郎の除籍謄本による。)

(22) 文政十一年(一八二八)当時、既に加賀屋(熊崎)久兵衛の手代となっていた文次郎は、天保十年(一八三九)に同店の分家、加賀屋(皆川)久兵衛として独立した。(『日本近世窯業史』からの上記引用文、第二段による。)

(23) 皆川久兵衛は手代の頃、大坂の和泉屋嘉兵衛の許でガラス製造の修業をしたので実務に精しく、杉田成卿(一八一七—一八五九)から「西洋ノ器械ヲ製スル事ヲ学」び得た。(第二回内国勸業博覧会資料による。)⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

(24) 『日本近世窯業史』の記事が正しいとすると、皆川久兵衛は当初大伝馬町(第十一図参照)に店舗を構えたが、二代目皆川久兵衛の代になる前、もしくはなってから明治十年までに本町四丁目(第十一図参照)に移転した。(第一回内国勸業博覧会資料による。)⁽¹³⁾

(25) 皆川久兵衛は井野磯蔵、沢定次郎等の弟子を養成した。(『日本近世窯業史』からの上記引用文、第六の段による。)

(26) 皆川久兵衛は明治七年二月十五日に死去した。(成就院過去帳による。)

皆川久兵衛は明治七年四月一日に死去した。(熊崎家所蔵の覚え書および位牌による。)

(27) 二代目皆川久兵衛は天保十一年(一八四〇)七月七日に小林又三郎次男として出生した。(二代目皆川久兵衛の除籍謄本による。)

(28) 二代目皆川久兵衛は第一回内国勸業博覧会において花紋賞牌を授与された。(第一回内国勸業博覧会資料による。)⁽¹⁴⁾

(29) 明治十二年の頃、二代目皆川久兵衛は業界を代表するような人物であった。(『玻璃製造人組合設立御鑑札下附願』の惣代の署名順位による。)⁽¹⁵⁾

(30) 二代目皆川久兵衛は寒暖計の水銀盛り、重量計の目盛付けなどを下請けにだしていた。(第二回内国勸業博覧会資料⁽¹⁶⁾による。)

(31) 二代目皆川久兵衛は第二回内国勸業博覧会において有功賞牌三等を授与された。(第二回内国勸業博覧会資料⁽¹⁷⁾による。)

(32) 二代目皆川久兵衛は明治三十九年四月二十三日に隠居した。(二代目皆川久兵衛の除籍謄本による。)

(33) 二代目皆川久兵衛は「八十余才まで深川常盤町にあつて、三代目皆川氏と共に硝子壘を業とされ大正年間まで健在であつた。」(『隨筆がらすやむかし語』⁽¹⁸⁾による。)

(34) 二代目皆川久兵衛は大正五年三月二十七日に死去した。(皆川久蔵の除籍謄本による。菩提寺は台東区元浅草の真言宗成就院。)

(35) 三代目にあたる皆川久蔵は明治十九年三月三十一日に出生した。(皆川久蔵の除籍謄本による。)

(36) 皆川久蔵は明治三十九年四月二十三日家督を相続した。(皆川久蔵の除籍謄本による。)

(37) 皆川久蔵は明治四十四年十月十八日菊池ふくと婚姻した。(皆川久蔵の除籍謄本による。)

(38) 皆川久蔵は昭和二十年三月頃まで理化学ガラスの販売を業としていた。(宮坂哲子氏の談による。)

(39) 皆川久蔵は昭和三十七年十二月二十九日死去した。(皆川久蔵の除籍謄本による。)

註

(1) 日本地図選集刊行委員会「明治中初五千分の一東京実測図復原」(人文社、昭和四十二年)、東京東部(第二号)。原図は明治十七年、参謀本部陸軍部測量局測量、同十九年製版。

(2) 岡村千曳「硝子雑攻」(『住宅と庭園』第六卷第十一号、住宅と庭園社、昭和十四年十二月)、二五二頁。国立国会図書館蔵〔審33〕

- (3) 大日本窯業協会「日本近世窯業史」第四編「硝子工業」(大日本窯業協会、大正六年、昭和四十一年復刻)、七頁。同書からの上記引用文、第二の段。
- (4) 中川五郎左衛門「江戸買物独案内」版本、文政七年、三百五十四オ。国立国会図書館蔵〔123—229〕。
- (5) 佐々木源蔵「隨筆からすやむかし語」(佐々木硝子株式会社、昭和三十年)、一三二頁。
- (6) 内国勸業博覧会事務局「明治十年内国勸業博覧会出品解説」明治十一年序、第二区第一一一八類の内、第一六類、五一頁。国立国会図書館蔵〔特17—587〕(教育博物館本)。
- (7) 内国勸業博覧会事務局「明治十年内国勸業博覧会出品目録」明治十年例言、勸農局—東京府、東二区二類ノ七、および追加、自内務省至琉球藩、東二区二六類ノ六。国立国会図書館蔵〔特17—982〕(東京府書籍館本)。
- (8) 佐々木源蔵、前掲書、一二六一—一二九頁。
- (9) 内国勸業博覧会事務局「第二回明治十四年内国勸業博覧会審査評語」明治十五年、上、第一区第二区、八〇頁。国立国会図書館蔵〔特17—992〕。
- (10) 第五回内国勸業博覧会事務局「第五回内国勸業博覧会審査報告」明治三十七年、第九部、一七四—一七七頁。大阪府立中之島図書館蔵〔807—27〕。
- (11) 大日本窯業協会、前掲書、七頁。同書からの上記引用文、第二の段。
- (12) 農商務省博覧会掛「明治十四年第二回内国勸業博覧会報告書」明治十六年、第二区第一四—一五類・第一九類、七一頁。国立国会図書館蔵〔77—119〕。
- (13) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(7)、勸農局—東京府、東二区三類。
- (14) 内国勸業博覧会事務局「明治十年内国勸業博覧会審査評語」明治十年、上、自費出品之部、八八頁。国立国会図書館蔵〔特28—483〕。
- (15) 杉江重誠「日本ガラス工業史」(日本ガラス工業史編集委員会、昭和二十五年)、五二九—五三〇頁。
- (16) 内国勸業博覧会事務局「第二回内国勸業博覧会出品目録」初篇式「第二区」、東京府、二六八頁。国立国会図書館蔵〔特18—27〕。
- (17) 内国勸業博覧会事務局、前掲書(9)、上、第一区第二区、八一頁。
- (18) 佐々木源蔵、前掲書、一三〇頁。

補遺

九、杉田藤太郎氏の所論

昭和五十七年二月十一日、宮坂哲子氏を訪問した折に同氏より杉田藤太郎氏の著『硝子と共に七十年の歩み』（私家版）をお借りすることができた。杉田氏の説は本来「戸澤道夫氏の所論」の前に入れるべきであるが、既に組版が進んでおり、已を得ず補遺の形で収録することにした。

さて杉田藤太郎氏は皆川久蔵の古い友人であったそうであるが、久蔵から二代目皆川久兵衛のこと、熊崎安太郎のことなどを聞かれたらしい。こうして得られた知識を基に杉田氏は「日本ガラス工業史」『(1) 國華がらすやむかし語』の記述に訂正を加え、自説の展開を試みられた。また二代目久兵衛の事績についても新事実を記しておられる。さらにこの書には役所との長い交渉の末、一月も下旬になって漸く回答を得て知った二代目久兵衛の後裔の氏名、住所さえも書き留められていた。ここで同書より杉田氏の所論、杉田氏が記録されたことなどを適宜抜粋して以下に示すこととする。(2)

江戸硝子の発達には二派がある。その一の元祖は加賀屋の皆川久兵衛といい、その二の元祖は上総屋の在原留三郎である。安永二年の頃、加賀国出身某は、日本橋通塩町に店をかまえ、金属丸鏡や紐付眼鏡の製造販売をしていた。そのうち文政の頃店の傍らでギヤマンの製造を企て、手代の熊崎文次郎なる者をしてそれにあたらしめた。文次郎は浅草花川戸の者で加賀屋に忠実に勤めていたが、ビードロ製造を担当するにあたり、其の技法は江戸よりも大阪の方が進歩している故を以て自ら大阪におもむき、大阪のビードロ業者和泉屋嘉兵衛について数年間伝習を受けた。江戸に帰って再びビードロ製造に従事していたが、天保五年（一八三四年）に主家より家名を分与され、大伝馬町に（現在の昭和通り）

に独立して初代加賀屋久兵衛（通称加賀久）と改めた。文次郎は其の後旧姓の熊崎を長男安太郎に相続させ加賀安こと熊崎安太郎と改め、通塩町の店に独立させた。文次郎改め初代加賀久皆川久兵衛時代には眼鏡を製造したが、それ以外に何を作ったか今は詳かでない。然し天保十年（一八三九年）に金剛砂でガラスを彫刻して切子細工の法を工夫したことが伝えられている。

……（中略）……

宮内省御用達時代の加賀久

明治天皇の御愛馬の剝製の眼の玉を加賀久が製造を承りそれを小林卯三郎に命じられ製作、上納した。

青山御所の窓の板ガラスが毎日のように破損するのでお伺いすると、御学問所の硝子板を明治天皇の「おいた」で破損することをお伺いしました。其の折は岩倉公、三条公、木戸公、伊藤博文候、井上薫伯にお会いすることもできることは、これも宮内省にお出入する賜と二代目は喜んでいました。

旧幕時代は加賀久の日本橋本町の工場に多ぜいの御殿女中を山岡鉄舟さんと、医師の伊藤玄朴（まろ）さんが連れて見物にきた事がある。

オーストリアに出品の硝子を加賀久の二代目が、弟子の小林卯三郎に本町の窯で硝子製造の細工を命じ、其の製品が優秀なのでオーストリア政府より賞揚の額を賜る。

内国博覧会の賞状其の他数々の感謝状等三十六通程ありましたが全部焼失し、其の中には宮内省より頂いたものもあります。

観音崎灯台の硝子は加賀久の本町工場に於て製造した。

東京の硝子組合 を初めて設立するに就て許可の出願をしたところ、市の掛り員よりお前の同業者の内に皆川久兵衛なるものがある筈である。その者が出願すれば直ちに許可を与えるという問題が起きたことがある。

大阪硝子製造組合 に於て硝子の祭典を催すに際し東京より三代目加賀久、皆川久兵衛即ち久蔵が招待を受け、大阪の住吉神社に於て加賀久の初代と二代目及び其の時代の方々と祭神としてまつられ、一大祝典を挙げられたことがある。その時帰国に際し数々の土産物を賜り恐縮いたしましたと言われた。

(以上は三代目久兵衛と小林だいの談を杉田が筆記したものである。)

大加賀久の破産の原因

二代目久兵衛は初代に見込まれて養子となり、加賀久の発展を樂しみ内室は深川で最も有名な材木問屋のお嬢さんを迎え業も益々盛んに繁栄している所へ、初代久兵衛の娘米子が武家の若年寄りの小林匠家に嫁いでいた故に、とても氣位も高く、それが出戻りとなり、その為にかの内部で「毎日ゴタゴタ」が絶えず起り、二代目も遂に我慢ができぬ状態となり、奥さんと三代目久蔵を連れて一時奥さんのお里の材木屋さんに引き上げて再度深川常盤町に開業し、名称も加賀久にて営業も盛況となりつつあった。其の後本町の方は名称も加賀米と改めたが工場も武家の商売でうまくゆかず、それに店員小林繁吉の過失にて火災を起し遂に全焼のうきめに会い、當時は保険もなく、それがもとで破産した時は加賀米と称して居った。

古い歴史と数多い一家のために混同され易い加賀屋

既に記した如く明治時代東京の硝子屋には加賀屋を名乗る家が余りにも沢山あって、同業者中에서도紛らわしい事が度々あった様に思われる。今色々資料をあつめ過去の知人である加賀屋に就て考える中に、加賀屋の初代皆川久兵衛の元の生家の姓は熊崎と称していたので、熊崎の姓が絶えるので、長男の安太郎を熊崎安太郎と改め日本橋通塩町に独立させたので

ある。故に加賀屋のカタログの印鑑が三種とも熊崎と言う印鑑と見られるほか、明治十三年(1880)に東京府へ請願した玻璃製造人組合設立の時の代表には、左の四名が連ねて書かれて居るのもよくおわかりと思う。

当御府下玻璃製造人七十四名総代

日本橋区通塩町十三番地 平民 熊崎安太郎

京 橋区南鞆町 六番地 平民 日比 太郎

日本橋区通塩町 八番地 平民 市川栄次郎

日本橋区本町四丁目廿一番地 平民 皆川久兵衛

斯様に同時に皆川と熊崎の名を連記しているが、カタログに記された江戸時代の加賀屋は皆川久兵衛で、明治時代の加賀屋は長男安太郎即ち熊崎安太郎である。二代目皆川久兵衛は八十余才まで深川常盤町にあって、三代目皆川久兵衛即ち久蔵と共に理化学用硝子と瓶類を業とされ、三代目は昭和三十四年迄健在であった。尚初代の久兵衛の長男熊崎安太郎は通称加賀安と称し通塩町（現在の横山町一丁目）にあって筆者杉田は当時森川の倭屋も同町内の右側にあって、小僧時代に屢々御主人に御目に掛った事はあるが、硝子業を営むにかかわらず、薬屑で店内を汚すことを非常にきらわれた人であった。店舗は明治三十六年、七年（鉄道馬車が電車に変わる頃）まで、理化学用硝子の販売を業とした老舗であったが其の後消息不明となった。

ところで「宮内省御用達時代の加賀久」「大加賀久の破産の原因」の項は別として杉田氏の説は上記の如く「日本ガラス工業史」『隨筆がらすやむかし語』の記述を基とし、これに同氏が久蔵から聞かれたこと、さらに聞かれたことを基に推定されたことが組み込まれており、しかも久蔵の談と杉田氏の推定とが区別されていないので、これを論評することは容

易でない。例えば文次郎が当初熊崎文次郎であったという記述は、久蔵から聞かれた話なのか、初代皆川久兵衛の長男が熊崎家を継いだことから久兵衛の旧姓が熊崎であったと推定されたのか明瞭でない。久蔵が初代の孫であるだけに、久蔵の友人であった杉田氏の説には困惑を感じざるを得ない。しかしながら杉田氏の説にも多少疑問を感じさせられる箇所があり、それを指摘することで一先ず論評に代えることとした。

まず杉田氏は『日本ガラス工業史』に準拠して自説を述べておられるので、杉江重誠氏の考え方、即ち主家の加賀屋某の姓は不明で、しかも主家の事績を無視する考え方の影響を受けておられる。もし杉田氏が『日本近世窯業史』に準拠しておられたら、あるいは別の説を提示されていたかもしれない。さて、いま仮に杉田氏の所論の如く大伝馬町に独立した初代皆川久兵衛（文次郎）の旧姓が熊崎であったとして、実子安太郎に熊崎姓を継がせ、通塩町の店に独立させたとすると、それ以前に引札を製作していた通塩町の加賀屋久兵衛は何者であろうか。またその名の下に同時に刷られている印、**熊崎**をどう解釈すればよいのであろうか。文次郎は主家から家名を分与されて独立する際に、何故旧姓熊崎を捨て、皆川久兵衛と改めたのであろうか。文次郎の独立は天保十年（杉田氏は五年と記しておられるが誤記であろう）であるのに、熊崎安太郎に関する資料⁽³⁾では『日本近世窯業史』に記された主家のギヤマン製造開始の時期「文政の頃」に一致する文政十一年になっている点をどう説明すればよいのであろうか。むしろ文次郎の姓は皆川で、主家熊崎久兵衛の屋号、名を分与され（この際姻戚関係が生じたかも知れぬ）、主家に後継がなくなったため、恩義ある主家を実子に継がせたと推測する方がまだしも穏当ではなからうか。なお追考を要する。

註

(1) 杉田藤太郎「硝子と共に七十年の歩み」（杉田忠清、昭和四十七年）、九七頁。

(2) 杉田藤太郎、前掲書、九五頁、一〇〇—一〇二頁。

(3) 内閣勸業博覧会事務局、「同第十年内閣勸業博覧会出品解説」明治十一年序、第二区第二—一八類の内、第一六類、五一頁。国立国会図書館蔵〔平二一〇〇〕。(教育博物館本)。

訂 正

誤

正

二九頁 九行目

排出

輩出